

平成 29 年度日南町施政方針

鳥取県日南町

本日ここに、平成 29 年第 2 回日南町議会定例会を招集いたしました。本定例会では、当初予算 9 件、補正予算 9 件、条例の廃止・一部改正 10 件、その他の議案 3 件と報告 3 件について、ご審議いただきますのでよろしくお願い申し上げます。

町政に関する報告及び提案理由の説明に入ります前に、私の 2 期 8 年目の最終年度になるわけではありますが、これまで町政の遂行にあたり、ご協力いただいた議員各位並びに町民の皆様に、議場からではありますが、深い感謝を申し上げます。さて新年度に臨むにあたり、町政経営における基本的な考え方と所信の一端を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様にご理解とご協力をお願い申し上げます。

はじめに　－『地方創生』に弾みをつけて、地域の力を活かす－

1. 国内外の動き

昨年は、日本の未来に向けて夢や希望につながる明るいことや、そして大きな自然災害など明暗を分けた出来事が、数多くありました。

ブラジルで開催されたリオデジャネイロオリンピック・パラリンピックでは、日本選手の活躍が私たちに多くの感動を与えてくれました。3 年後に迫った東京オリンピック・パラリンピックでの、さらなる活躍が期待されるころであります。

また、東京工業大学栄誉教授の大隅良典（おおすみ よしのり）氏がノーベル生理学・医学賞を受賞し、日本人が 3 年連続のノーベル賞受賞という大変輝かしい出来事もありました。

世界における日本人のこうした活躍は、未来を担う子どもたちにとりまして、大きな目標になるものと思います。

このような明るい話題がある一方で、熊本地震や鳥取県中部を震源とする地震、台風による記録的な豪雨、さらには年末に新潟県糸魚川（いといがわ）市で発生した大火、また新年になっての鳥取県中東部の豪雪など大規模な災害が相次ぎました。

東日本大震災から 5 年後に再び大規模な地震が発生し、町内の事故とも相まって、自然の脅威と日頃の備えの重要性を改めて実感した年でもありました。

このような中、我が国の経済は、安倍内閣によるアベノミクスの取り組みの下、雇用・所得環境が改善し、緩やかな回復基調が続いております。しかし、個人消費や民間設備投資は、力強さを欠いた状態となっており、今なお消費者マインドは停滞している状況であります。

さらに、アジア新興国経済の失速、イギリスのEU離脱交渉の開始、アメリカ合衆国におけるトランプ大統領の就任やTPP協定の混迷など、海外経済の不確実性や金融資本相場の変動が懸念され、先行きが不透明な情勢となっております。

また、平成27年に実施された国勢調査の結果、我が国の総人口は大正9年の調査開始以来、初めて減少に転じ、人口減少局面への移行が現実のものとなり、今後における経済規模の縮小や地方の衰退等が危惧されているところでもあります。日南町の人口も5千人を割り、高齢化率も50%に届かんとするところでもあります。

安倍内閣・政府には、具体的な施策をスピード感を持って実施していただくことで、アベノミクスの効果を日本の隅々まで波及させ、誰もが景気回復を実感できる社会の構築を期待するものです。

これまで私は、日南町の町長として就任以来、「日南町を次世代に繋げる行政」「終の棲家として住んでよかったと思える町」を町政運営の基本理念として、本町の新たなまちづくりに誠心誠意取り組んでまいりました。

保育料の無償化、小中学校のICT教育の推進や国際交流、人口減少の中でホームセンターやコンビニエンスストアの誘致、道の駅を中心としたコンパクトヴィレッジの着手、消費税・国民健康保険税・介護保険料の据え置きなど、それなりの成果が上がったものと自負しております。

平成29年度は、私の日南町長としての2期目の任期、最終年度であります。奇（く）しくも、今年の干支である「酉（とり）」という字には、成熟するという意味があるとされています。平成29年度は、仕上げの年として、酉年にふさわしく、成熟の年そして『地方創生』に弾みのつく年になるよう、全力で各種施策を展開してまいります。

2. 平成29年度予算の状況

続きまして、平成29年度予算（案）の概要について申し上げます。平成29年度日南町一般会計歳入歳出予算総額は、67億5,543万円で、前年度予算額

64億1,329万円と比較して3億4,214万円、5.3%の増となっております。また、各特別会計及び病院事業会計を合わせた予算総額は、105億6,774万円で、対前年度比2億8,559万円、2.8%の増となっております。一般会計における増額の要因は、衛生費、農林水産業費、土木費において、事業費の減額があったものの、教育費で前年度比約6億5,530万円の増となったことによるものです。

歳入面では、人口減少に伴い、本町の納税義務者は年々減少傾向にあるなか、農業を中心に産業収入の減少が見込まれることもありますが、賃金向上などから、町税全体で、4億4,957万7千円、前年度予算額に対して、922万5千円、2.1%の増額を見込んでおります。町債の発行については、過疎債や臨時財政対策債に加え、緊急防災減災事業債の増額などに伴い14億4,625万円となり、前年度予算額8億5,715万円と比べ5億8,910万円、68.7%の増となります。

歳出面では、子育て世代への支援と定住施策の充実、人口増加対策に関連する経費が大きく増加しました。また、引き続き国民健康保険税・介護保険料の据え置き、高齢者や障がい者に関連する施策の経費についても、同様に増加しており、後期高齢者医療制度事業をはじめ、高齢者の在宅介護支援事業、障害者自立支援給付事業などが増加しました。

さらに、生活保護費や子ども医療費等の助成事業をはじめ、町民生活の安心・安全向上のための様々な施策を来年度も引き続き実施してまいります。

社会資本整備としては、国の交付税が減額となっておりますが、普通建設事業費全体では、5億1,145万円、40.4%の増額となっております。

なお、近年の自然災害の多発等をかんがみ、本町においても、平成30年度当初予算に計上を予定していた「社会体育館新築工事事業」を、国・県からの様々な補助金等を可能な限り活用しながら、緊急防災減災事業債の活用を念頭に積極的に展開してまいります。

本町は昭和34年4月1日に町制を施行いたしました。それから半世紀以上の時を経ましたが、日南町の歴史を紐解けば、古事記や日本書紀にもいくつかの地名の記載もある歴史あるまちです。先祖たちは日野川の山野を切り拓き、その時代、時代のまちづくりが、現在の日南町の発展の礎を築いてきた

ことは明らかです。全国的には人口減少時代を迎え、少子高齢社会はますます深刻さを増しています。ただ、昨年の人口動態をみると社会減が2でありプラスには転じませんでした。県下で5番目となることができました。

こうした中、本町は昨年10月に人口5千人を割り込み、今後も高齢者を中心に『自然減』の人口減少が見込まれる全国でも注目される町となっています。しかしながら、いずれ日本全国が日南町同様、人口減少の時代を迎えることは避けられません。それに備えるためにも、30年後の中山間地域のモデルとなるまちとするため、良質なまちづくりと、さらなる戦略的町づくりが必要と考えます。町制施行記念の年を重ねるため、今こそ新たなスタートラインに立ち、「住み続ける価値の高い、持続可能なまちづくり」を目指し、布石を打ってまいります。

3 子育て・定住、教育環境の充実

まず、はじめに、日南町の重要施策のひとつである子育て・教育環境の充実について申し上げます。過疎少子高齢化の中、日南町でも年間出生数が20人台となり、今年3月卒業する中学校3年生が現在のところ、最後の2クラス編成となっています。しかし保育料の無償化を開始した28年でいえば20人台後半まで、そして第4子の出産や乳児等と一緒にUIターンされる方が増えております。にちなん保育園等での待機児童を回避するため、にちなん保育園の改修工事を行います。さらに3歳まで家庭内で育児を行われる家庭に対して1歳までは鳥取県と共同で1歳から3歳までは日南町独自で毎月3万円を支給する制度を始めます。

小中学校では小中一貫教育事業をより推進し、ICT（インターネット環境）を活用した教育でWi-Fi（無線インターネット）、デジタル教材の整備を行います。さらに英語教育の低学年化も見据えて、昨年からは始めた児童生徒海外派遣事業の継続や英語検定の受験補助などを行い、世界的視野を持った人材を育てるという目標を持って取り組みます。

新規の事業として、高校生への支援として「高等学校教科書等助成事業」を行います。小学校から高等学校まで連続しての教科書無償化を行います。

次に定住対策についてであります。今年の1月開催の第1回臨時議会で議会発議による「日南町いきいき定住促進条例」を基本に、積極的な定住施策を行い、「地方創生」の1丁目1番地である人口増加対策に取り組んでまいります。具体的には『生山定住促進団地』について、格段に有利な補助金制度での売り出しを開始します。

4 誰もがいきいきと暮らせる健康長寿社会に向けて

長寿社会の進展により、子供たちから高齢者、障がい者が地域で元気に日々の生活を送るために、行政が担う役割は非常に大きいと実感しております。

住民全体にかかる負担である消費税、国民健康保険税及び介護保険料は据え置きでお願いしたいという方向で進めております。病院事業については、ベッド数に対する交付税の減額により、新年度も赤字を免れない可能性もありますが、地域医療の核として存続するための改革、一般会計からの繰り出しも最終的には仕方がないと考えます。また町民福祉の一翼を担う「日南福祉会」に対しましても支援を行うことを考えています。施設介護や、在宅介護のニーズは住民パワーや家庭内だけでは補うことはできません。根本的な問題である「福祉スタッフ」の充実を図らない限り、この解決にはなりませんので、その方向性をともに探ってまいります。

こうした中、かねてから要望の強かった『障がい者グループホームたんぽぽの家改修事業』に着手し、就労支援・障がい者福祉計画等と連携をした、本当に日南町に住む誰もがいきいきとした生活を送ることができるような環境作りを進めます。

また、ネウボラ事業（妊娠期から子供の就学までの家族支援制度）にも取り組めます。これは子育て支援センターや母子保健事業が連携して、妊娠期

から切れ目のない子育て支援をより充実させるものです。また日南福祉会があかねの郷で行っている事業所内保育等も継続支援してまいります。

高齢者福祉に対しては、『支え愛ネットワーク構築事業』、『高齢者見守りシステム』などを継続して行い、「終の棲家」として日南町に住み続けていただけるよう事業を継続させていただきます。交通空白地帯の多い中で交通弱者でもある70歳以上の運転免許証を持たない方に対して、一律年間2万円分のタクシー助成券を配布させていただくことにしました。住んでいる場所やバス停留所までの距離、身体自由度など課題やご不満はあるかと存じますが、町営バス運行時間変更と合わせ試行しながら、ご意見をお寄せいただきたいと思っております。

5 安心安全なまちづくり

振り返りますと鳥取県西部地震から16年、東日本大震災からも6年が経過しました。東日本大震災の復興はまだ道半ばにありますが、昨年4月には熊本で大規模な地震が起こり、10月には鳥取県中部でも大きな地震がありました。地震に限らず、新潟県糸魚川(いといがわ)市や大手流通業者倉庫では大規模な火災が発生し住民生活に多大な被害をもたらしました。また町内でも、水路に起因する事故が発生し、ご家族のみならず地域の皆様にも多大なご迷惑をおかけしました。

災害は、いつどこで起こるか予想がつかず、いざという時のために、常に防災・減災に対する体制づくりを整えておく必要があります。

そうした中で29年度には『デジタル防災無線設計業務』に着手し、3年程度の期間で更新を図るとともに、地域から要望の多い屋外拡声器の増設も合わせて設計の中に入れ込みます。さらに防災マンパワーの中心となる消防団や防災士の育成、防災消防施設の整備、地域の避難所改修や防犯外灯のLED化等も継続してまいります。

また空き家対策、老朽化して使用されない公共施設の撤去、有害鳥獣対策、治山工事、落石防止対策、橋梁点検・工事、舗装・水路補修、河床掘削など

地域からの要望に積極的に取り組みます。

6 定住人口に繋がる交流人口増加のための施策

まちの賑わいの創出と地域経済の活性化には、定住人口とともに交流人口の増加は欠かすことのできない要素です。平成 29 年度においては「道の駅 にちなん日野川の郷」を中心とした交流人口、既設の「ふるさとにちなん邑」、「ゆきんこ村」、「花見山スキー場」等、そして大宮・阿毘縁の古民家施設等、歴史ある神社仏閣等を有機的に結びつけた「古民家ツアー」、「農村体験ツアー」などを開発し、先ず日南町を知り、訪れ、好きになり、定住するという交流から定住に向けた人の流れを作っていきます。また、民間での「レンタカー事業」の参入もあり、より多様なサービスも可能となってまいります。

道の駅については、売上利益としては計画達成となったものの経常経費が計画を上回り、赤字となりました。今年度はこの反省に基づきしっかりとした経費と販売計画を作成し、委託料内での経常利益確保を目指します。しかし、この道の駅については、来客数約 15 万人、町内農林水産物販売額 4, 800 万円、雇用創出 26 人を生み出したことは光明ともいえます。この光をもっと大きくともしていかなければなりません。これを実現するため、29 年度には「日南町観光協会」の大幅強化を図ります。議会の質問でも答弁したとおり、道の駅関連施設内に事務局を常設し、魅力的な農林産物の 6 次産業化や情報の受発信、各種行事を実施する中核に位置付けます。

7 持続可能な『まち・ひと・しごと』づくり

日南町の「地方創生」戦略では、農林業を成長戦略と位置付けていますが、既存の商工業の維持・発展も大きな要素であります。引き続き住宅リフォーム制度やチャレンジ企業支援、公共事業の町内優先指名を行います。

また農業では野菜主要 4 品目に加えて、多様なニーズに沿った新規野菜の多品目栽培試験や引き続き日南町産米のブランド化、阿毘縁地区の基盤整備

などに取り組んでまいります。また和牛の繁殖牛の優秀種導入や後継者育成も行います。

林業分野では昨年協定書を締結した(株)大建工業の「森林カスケード利用計画」をより深化させるとともに、素材生産量の拡大、C、D材、広葉樹の活用、FSC認証材の東京オリンピック・パラリンピックでの優先利用運動への取り組み、再生可能エネルギー施設の復旧・普及と活用などに取り組んでまいります。また平成30年度政府税調では「森林環境税」に対する結論が出されようとしていますが、これは森林の持つ二酸化炭素吸収・酸素排出という日南町が先駆けて取り組んできたことが、税制面で認められるか否かという大きな問題であります。この税が町に入ってくれば、「全伐から植林」という循環が再び生まれます。

農林業を担う人材育成について、日南町出身の後継者いわゆるUターン者と新規就農林業後継者いわゆるIターン者の研修の場として、「エネルギーにちなん」が中途から担ってまいりましたが、ここ数年間その指導力不足を理事長を兼ねております自分自身としても感じております。この際大きく方向転換を行い、採用については自ら志向するだけでなく、農林業事業者からの推薦も加えて、推薦される農林業事業者を主たる研修先として指定し、必要な合同研修のみ「エネルギーにちなん」で行うという方向に転換する予定です。また時期を見て、農業と林業の研修を分けた組織全般の見直しを行います。

これまでも何度も申してきましたように、日南町のあるべき姿はミニ地方都市ではありません。「日野川の源流」の地としてカタクリ、日本サクラソウ、ヒメボタル、オオサンショウウオ、紅葉、雲海など四季折々に風情を変える自然に包まれ、その自然が育んだ水や空気、土から育まれたものを周辺の町々へ届けるというのが、私の理想であります。そのためにもできる限り再生可能エネルギーを使い、希少動植物を守り、自然を守っていくという施策にも力を入れてまいります。

おわりに ー終わりなき挑戦の道へとー

私は、これまで効率的で効果的な町政経営に努めてまいりましたが、行財政改革など、日南町の取り組みは終わりなき挑戦であると考えています。しかも日南町の挑戦はいまだかつてどの自治体も行ったことのない、超過疎で広大な面積を有する中山間地域の挑戦であります。30年後の中山間地域イコール日南町でありますので、先行する事例はありません。成功もあり失敗も多くあると思いますが、何かを始めて動かない限り、先人が培ってこられた日南町そして町民皆様の故郷は、「かつて日南町という町があったな。」と語られる場所になってしまうでしょう。そのためには一歩でも前に、時には膝を使い時には草木にすがってでも前進するしかないのです。

私には時として眠れぬ夜があります。

今行っていることが本当に日南町の役に立っているのだろうか、先人の労苦を無為にしているのではないだろうか、何もしないほうがよっぽどましではなからうか、5千人の町民の皆様の期待に応えているのか、より良い施策がもっとないのか、などなど、皆様も同様の経験をされていると思います。そんな時、いつも思い出す言葉があります。それはメアリー・ピックフォードというアメリカの女優であり後には実業家として成功した女性の言葉です。映画女優として「アメリカの恋人」と言われながら大変な儉約家であり、いくつかの会社を起業した人です。その言葉とは、

「失敗とは転ぶことでなく、転んだまま起き上がらないことです。」

そして、私も新しい朝を迎えるために起き上がるのです。

新年度平成 29 年度も、引き続き終わりなき挑戦を続ける覚悟であります。改めまして町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます、新年度の町政に臨む私の施政方針といたします。

平成 29 年 3 月 2 日

発議第 2 号

日南町議会委員会条例の一部改正について

次のとおり、日南町議会委員会条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 6 項及び第 7 項並びに会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出する。

平成 29 年 3 月 2 日提出

提出者 日南町議会 議会基本問題調査特別委員会
委員長 坪 倉 勝 幸

日南町議会委員会条例の一部を改正する条例

日南町議会委員会条例(昭和 45 年日南町条例第 14 号)の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表(第 2 条関係)			別表(第 2 条関係)		
名称	定数	所管事項	名称	定数	所管事項
総務教育 常任委員 会	6 人	総務課、企画課、住民課、教育委員 会に属する事項及び他の常任委員会 に属しない事項	総務教育 常任委員 会	6 人	総務課、企画課、住民課、教育委員 会に属する事項及び他の常任委員会 に属しない事項
経済福祉 常任委員 会	6 人	農林課、農業委員会、建設課、福祉 保健課、保育園、日南病院に属する 事項	経済福祉 常任委員 会	6 人	農林課、農業委員会、建設課、福祉 保健課、保育園、日南病院に属する 事項
議会広報 常任委員 会	6 人	議会だよりの編集及び発行に関する 事項			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日後初めて委員を選任する日以後に委員を選任された常任委員会について適用し、この条例の施行の際現に委員に選任されている委員(この条例による改正前の日南町議会委員会条例第3条第2項の補欠委員を含む。)については、なお従前の例による。

議案第 6 号

町道の路線認定について

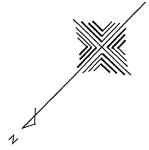
次のとおり、町道の路線を認定することについて、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 29 年 3 月 2 日提出

日南町長 増 原 聡

認定する路線

路線番号	路線名	起点	終点	重要経過地
3235	おおたばら 太田原線	日南町生山 字清水田 395-1	日南町生山 字樋ノ口 408-11	



生山

清水田

樋ノ口

主要地方道新見日南線

3235 太田原線 延長 L = 334.6m

改良事業完了による新規路線認定

起点 (●) 生山字清水田395-1

終点 (→) 生山字樋ノ口408-11

至霞



議案第 7 号

日南町と鳥取県との間の地方公共団体における情報通信技術の共同化に関する事務の委託に関する協議について

次のとおり、日南町と鳥取県との間の地方公共団体における情報通信技術の共同化に関する事務の委託に係る規約の制定に関し協議することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 29 年 3 月 2 日提出

日南町長 増 原 聡

日南町と鳥取県との間の地方公共団体における情報通信技術の共同化に関する事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 日南町（以下「甲」という。）は、地方公共団体における情報通信技術の共同化（以下「自治体 ICT 共同化」という。）に関する次に掲げる事務の一部（以下「委託事務」という。）を鳥取県（以下「乙」という。）に委託する。

- (1) 情報システムの標準化及び共同化に関する事務
- (2) 情報システムの運用上の安全性の確保に関する事務
- (3) 情報通信技術に関する業務に対応できる職員の育成に関する事務

(経費の負担及び予算の執行)

第2条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲の負担とし、甲は、あらかじめ、これを乙に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、鳥取県知事（以下「知事」という。）が、日南町長（以下「町長」という。）と協議して定める。この場合において、知事は、あらかじめ、委託事務の管理及び執行に要する経費の見積書及び事業計画書を町長に送付しなければならない。

第3条 知事は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算において、委託事務の管理及び執行に要する経費、甲以外の者から受託した自治体 ICT 共同化に関する事務に要する経費及び乙の自治体 ICT 共同化に関する事務に要する経費を合算して計上するものとする。

第4条 知事は、各年度において、前条の予算のうち委託事務の管理及び執行に要する経費に残額がある場合においては、これを翌年度における甲の委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用するものとする。この場合においては、知事は、当該繰越金の生じた理由を付記した計算書を当該年度の出納閉鎖後速やかに町長に提出しなければならない。

(決算の場合の措置)

第5条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を町長に通知するものとする。

(委託事務を廃止する場合の措置)

第6条 委託事務を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる剰余金は、速やかに甲に還付しなければならない。

(条例等改正の場合の措置)

第7条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等の全部又は一部を変更しようとする場合においては、知事は、あらかじめ、町長に通知しなければならない。

第8条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等の全部又は一部が改正された場合においては、知事は、直ちに当該条例等を町長に通知しなければならない。

(雑則)

第9条 本規約に定めのない事項又は本規約に定める事項に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

総会

- 構成：全会員（県、全市町村）、準会員（市長会、町村会、広域連合等）
※会長1（県）、副会長団体2（鳥取市、若桜町）
- 開催：年2回程度の開催を想定
- 協議内容：協議会の全体方針、事業計画等

運営委員会

- 構成：役員（会長：県、副会長：鳥取市、若桜町）及び各専門委員長（米子市、倉吉市、智頭町）
- 内容：協議会の運営方針等

専門委員会

➢ 構成員：全会員（情報担当課長、事業担当課長）及びオブザーバ参加を希望する準会員 ※必要に応じ部会を設置

<p>情報システム共同化専門委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 専門委員長：米子市 ➢ 内容：共同調達・運用の推進について 	<p>情報セキュリティ対策専門委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 専門委員長：倉吉市 ➢ 内容：情報セキュリティ対策の推進について 	<p>I C T 人材育成専門委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 専門委員長：智頭町 ➢ 内容：人材育成に向けた体制づくり、研修等
---	---	---

部会

- 構成員：検討に参加希望の団体
- 内容：具体的な共同化の方策等

学校業務支援システム部会 （部会長：鳥取市）
電子申請システム部会 （部会長：県情報政策課）
行政イントラ部会 （部会長：県情報政策課）
新 自治体クラウド部会 （部会長：北栄町）

部会

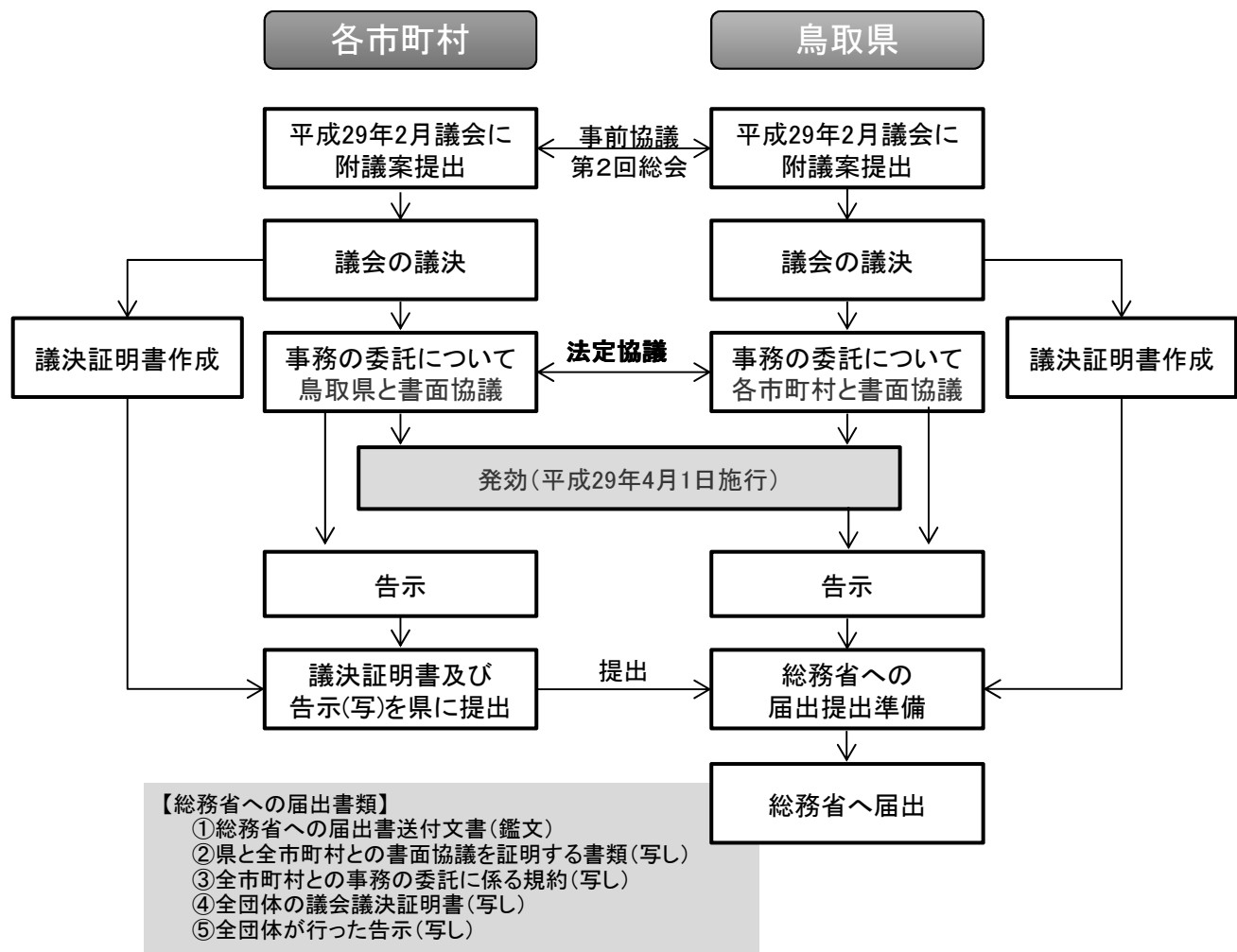
- 構成員：検討に参加希望の団体
- 内容：具体的な共同化の方策等

セキュリティソリューション部会 （部会長：倉吉市）

監査2名

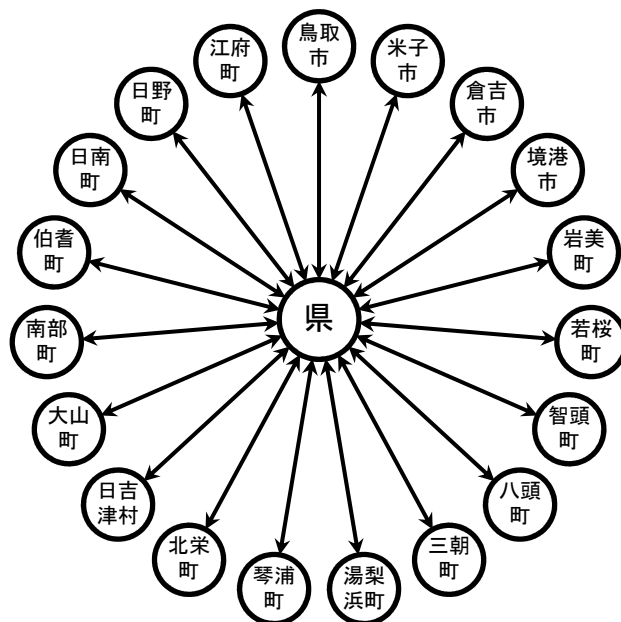
事務局
(県情報政策課)

1. 自治体ICT共同化に関する事務の委託に関する規約に係る作業フロー図



2. 締結イメージ

※県と市町村がそれぞれ締結



議案第 8 号

日南町過疎地域自立促進計画の一部変更について

次のとおり、日南町過疎地域自立促進計画の一部を変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法(平成 12 年法律第 15 号) 第 6 条第 7 項において準用する同条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 29 年 3 月 2 日提出

日南町長 増 原 聡

計画の中で平成 28 年度から平成 32 年度までの期間に過疎債の財政支援を受けて実施する事業名と事業内容の一部を変更する。

別紙、新旧対照表のとおり。

過疎地域自立促進市町村計画（変更）

市町村名 日 南 町

区 分	変 更 前	変 更 後	備考																																												
1. 産業の振興	<p>P.12の表中</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 基盤整備 農業</td> <td>しっかり守る農村基盤交付金</td> <td>町</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>基盤整備事業負担金</td> <td>県</td> <td></td> </tr> <tr> <td>林業</td> <td>公有林整備（保有管理等）</td> <td>町</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>町材利用促進助成</td> <td>町</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	事業主体	備考	(1) 基盤整備 農業	しっかり守る農村基盤交付金	町			基盤整備事業負担金	県		林業	公有林整備（保有管理等）	町			町材利用促進助成	町		<p>P.12の表中</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 基盤整備 農業</td> <td>しっかり守る農村基盤交付金</td> <td>町</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>基盤整備事業負担金</td> <td>県</td> <td></td> </tr> <tr> <td>林業</td> <td>公有林整備（保有管理等）</td> <td>町</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>町材利用促進助成</td> <td>町</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>合板・製材生産性強化支援事業</td> <td>町</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	事業主体	備考	(1) 基盤整備 農業	しっかり守る農村基盤交付金	町			基盤整備事業負担金	県		林業	公有林整備（保有管理等）	町			町材利用促進助成	町			合板・製材生産性強化支援事業	町		
事業名	事業内容	事業主体	備考																																												
(1) 基盤整備 農業	しっかり守る農村基盤交付金	町																																													
	基盤整備事業負担金	県																																													
林業	公有林整備（保有管理等）	町																																													
	町材利用促進助成	町																																													
事業名	事業内容	事業主体	備考																																												
(1) 基盤整備 農業	しっかり守る農村基盤交付金	町																																													
	基盤整備事業負担金	県																																													
林業	公有林整備（保有管理等）	町																																													
	町材利用促進助成	町																																													
	合板・製材生産性強化支援事業	町																																													

2. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

P. 17、18の表中

事業名	事業内容	事業主体	備考
(1)市町村道 道路	霞福塚線改良 L=320m, W=5.5(7.0)m	町	
	大菅阿毘縁線改良 L=800m, W=5.5(7.0)m	町	
	古市佐木谷線改良 L=300m, W=5.5(7.0)m	町	
	生山印賀線改良 L=800m, W=5.5(7.0)m	町	
	福万来佐木谷線改良 L=700m, W=5.5(7.0)m	町	
	佐木谷虫尾線改良 L=200m, W=4.0(5.0)m	町	

P. 17、18の表中

事業名	事業内容	事業主体	備考
	霞福塚線改良 L=320m, W=5.5(7.0)m	町	
	大菅阿毘縁線改良 L=800m, W=5.5(7.0)m	町	
	古市佐木谷線改良 L=300m, W=5.5(7.0)m	町	
	生山印賀線改良 L=800m, W=5.5(7.0)m	町	
	福万来佐木谷線改良 L=700m, W=5.5(7.0)m	町	
	佐木谷虫尾線改良 L=200m, W=4.0(5.0)m	町	

日南中学校線改良 L= 70m, W=5.5(9.0)m	町	
立石吉鉦線改良 L= 300m, W=4.0(5.0)m	町	
野田塚原線改良 L= 220m, W=5.5(7.0)m	町	
町道内方線 L=400m W=4.0(5.0)m	町	
北の原権現線補修 L=700m, W=4.5(5.5)m	町	
舗装修繕・霞福塚線外19路線	町	
法面修繕 日南病院線ほか10路線	町	

日南中学校線改良 L= 70m, W=5.5(9.0)m	町	
立石吉鉦線改良 L= 300m, W=4.0(5.0)m	町	
野田塚原線改良 L= 220m, W=5.5(7.0)m	町	
町道内方線 L=400m W=4.0(5.0)m	町	
北の原権現線補修 L=700m, W=4.5(5.5)m	町	
舗装修繕・霞福塚線外19路線	町	
法面修繕 日南病院線ほか10路線	町	

	トンネル修繕 三国山線	町	
橋りょう	橋りょう補修 塚原上石見線外2.1路線	町	

	トンネル修繕 三国山線	町	
	<u>町道落石危険防止対策事業</u>	<u>町</u>	
橋りょう	橋りょう補修 塚原上石見線外2.1路線	町	

4. 高齢者等の保健、福祉の向上及び増進

P. 25の本文中

③ 子育て支援

町の貴重な財産である子どもについて、安心して産み育てられる子育て環境の向上を目指し「日南町こどもゆめ基金」を活用した相談支援事業の充実を図ります。また、移住定住推進施策に伴い予測される新たな子育て支援ニーズにも対応できるよう、小児科医師の診療日の拡大をめざし、24時間保育の検討を進め、事業所内保育の充実、利用料のさらなる軽減等、子育て支援策を充実します。

P. 25の本文中

③ 子育て支援

町の貴重な財産である子どもについて、安心して産み育てられる子育て環境の向上を目指し「日南町こどもゆめ基金」を活用した相談支援事業の充実を図ります。また、移住定住推進施策に伴い予測される新たな子育て支援ニーズにも対応できるよう、小児科医師の診療日の拡大をめざします。併せて、適切な医療受診行動を取ることができるよう家庭における看護力向上を目指した支援も展開します。その他、24時間保育の検討を進め、事業所内保育の充実、利用料のさらなる軽減等、子育て支援策を充実します。

P. 26の表中

事業名	事業内容	事業主体	備考
(8) 過疎地域自立促進特別事業	ワークライフバランス支援 (子どもの見守りを行うことで、仕事と家庭のバランスを保ち、子育てしやすい環境を目指す)	町	

P. 26の表中

事業名	事業内容	事業主体	備考
(8) 過疎地域自立促進特別事業	ワークライフバランス支援 (子どもの見守りを行うことで、仕事と家庭のバランスを保ち、子育てしやすい環境を目指す)	町	

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="667 84 1001 272"> 介護福祉人材育成奨学金制度 (介護人材の育成・確保を目的に、介護系資格の取得を目指す学生に対し、奨学金を貸与する。卒業後、一定の条件を満たした場合、返還を免除する) </td> <td data-bbox="1001 84 1133 272">町</td> <td data-bbox="1133 84 1200 272"></td> </tr> </table>	介護福祉人材育成奨学金制度 (介護人材の育成・確保を目的に、介護系資格の取得を目指す学生に対し、奨学金を貸与する。卒業後、一定の条件を満たした場合、返還を免除する)	町		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1471 84 1805 272"> 介護福祉人材育成奨学金制度 (介護人材の育成・確保を目的に、介護系資格の取得を目指す学生に対し、奨学金を貸与する。卒業後、一定の条件を満たした場合、返還を免除する) </td> <td data-bbox="1805 84 1937 272">町</td> <td data-bbox="1937 84 2004 272"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1471 272 1805 510"> <u>家庭看護力の向上(診療に携わる小児科医師より、子どもの急変時等の対処法を直接聴き、保護者及び家族の家庭看護力を向上させ、不安軽減を図るとともに適切な医療受診行動を取れるように支援する)</u> </td> <td data-bbox="1805 272 1937 510">町</td> <td data-bbox="1937 272 2004 510"></td> </tr> </table>	介護福祉人材育成奨学金制度 (介護人材の育成・確保を目的に、介護系資格の取得を目指す学生に対し、奨学金を貸与する。卒業後、一定の条件を満たした場合、返還を免除する)	町		<u>家庭看護力の向上(診療に携わる小児科医師より、子どもの急変時等の対処法を直接聴き、保護者及び家族の家庭看護力を向上させ、不安軽減を図るとともに適切な医療受診行動を取れるように支援する)</u>	町	
介護福祉人材育成奨学金制度 (介護人材の育成・確保を目的に、介護系資格の取得を目指す学生に対し、奨学金を貸与する。卒業後、一定の条件を満たした場合、返還を免除する)	町										
介護福祉人材育成奨学金制度 (介護人材の育成・確保を目的に、介護系資格の取得を目指す学生に対し、奨学金を貸与する。卒業後、一定の条件を満たした場合、返還を免除する)	町										
<u>家庭看護力の向上(診療に携わる小児科医師より、子どもの急変時等の対処法を直接聴き、保護者及び家族の家庭看護力を向上させ、不安軽減を図るとともに適切な医療受診行動を取れるように支援する)</u>	町										

第6 加工流通施設の概要

事業主体名	所在地		事業種目	事業内容	事業費 (千円)	基金活用事業費 (国庫) (千円)	交付金事業費 (国庫) (千円)	施設整備年度	目標指標						間伐材等利用 量 (m ³ /年) (原木換算)	
	都道府県	市町村							指 標	現状値			目標値			
										数値	単位	年度	数値	単位		年度
日南町森林組合	鳥取県	日南町	間伐材等加工流通施設整備	選別機1台ほか	119,142	0	59,571	29	1日当りの原木処理量	117	m ³	28	157	m ³	33	42,000m ³

- ※ 既設の工場等の場合、事業費及び基金活用事業費欄は「0」と記載する。
- ※ 既存の工場等の場合、施設整備年度の欄において、年度の下段に事業名答を記載する。
- ※ 目標指標は、別表3中、「体質強化計画の目標を定める指標（木材加工流通施設ごとの生産性目標）」欄から選択して記載する。

事業名	家庭看護力向上支援事業 にっこりサロン～ヘルス編～																														
対象	乳児（0歳児）の保護者																														
会場	日南町子育て支援センター（にっこりルーム）																														
課題	町立病院に常勤の小児科医が不在となって3年が経過する。鳥取大学の協力を得て、週2回の診療は維持しているものの、日々子育てを行う保護者の不安を解消し切れていないのが現状である。子育てしやすいを目指す上で小児科医療の体制整備を図ることは当然必要となるが、それと同時に保護者自身の家庭看護力自体を向上させ、適切な医療受診行動の判断を行えるようにすることも必要であると言える。																														
目的	診療に携わる小児科医師より、子どもの急変時やいざというときにどのように行動し判断すべきか、具体的な事例や症状を元に直接話をしていただくことで、保護者の不安軽減や緩和を図る。																														
ねらい	保護者や家族の家庭看護力を向上させ、適切な医療受診行動の判断が行えるようにする。																														
回数/時期	回数：月1回 年間12回																														
講師	小田 慈（おだ めぐみ）医師 医学博士、新見公立大学特任教授 保健管理センター長、新見中央病院小児科 岡山大学名誉教授、岡山大学特命教授 大学院（研究・教育）、大学病院小児科																														
周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・年間開催日程を決定し、開催案内を作成。 ・対象家庭に個別送付。 ・開催案内の掲示（健康福祉センター、子育て支援センター、役場、文化センター、図書館等） ・子育て支援センターにて利用者に声かけ。 																														
流れ	<p>①会場準備 13:00～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・にっこりルーム 流れを掲示、座談会形式になるよう会場設営 <p>②受付（にっこりルーム） 13:30～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授乳やおむつ替えを行ってもらうよう促す <p>③開催（にっこりルーム） 14:00～15:30</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月のテーマに基づいて、講師よりミニ講話 ・保護者からの質問コーナー ・個別相談 																														
講座の内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>内 容</th> <th></th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回目</td> <td>メディアについて</td> <td>7回目</td> <td>予防接種について</td> </tr> <tr> <td>2回目</td> <td>アレルギーについて</td> <td>8回目</td> <td>感染症予防について</td> </tr> <tr> <td>3回目</td> <td>けいれんについて</td> <td>9回目</td> <td>発熱や嘔吐下痢の対処報について</td> </tr> <tr> <td>4回目</td> <td>夏に罹りやすい病気について</td> <td>10回目</td> <td>子どもの発達や発育について</td> </tr> <tr> <td>5回目</td> <td>子どもの肥満について</td> <td>11回目</td> <td>子どもの困ったくせについて</td> </tr> <tr> <td>6回目</td> <td>皮膚トラブルとスキンケア</td> <td>12回目</td> <td>ケガと応急処置について</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ただし、H28年度については、6回目からの内容を実施（H28年9月から開催のため）。</p>				内 容		内 容	1回目	メディアについて	7回目	予防接種について	2回目	アレルギーについて	8回目	感染症予防について	3回目	けいれんについて	9回目	発熱や嘔吐下痢の対処報について	4回目	夏に罹りやすい病気について	10回目	子どもの発達や発育について	5回目	子どもの肥満について	11回目	子どもの困ったくせについて	6回目	皮膚トラブルとスキンケア	12回目	ケガと応急処置について
	内 容		内 容																												
1回目	メディアについて	7回目	予防接種について																												
2回目	アレルギーについて	8回目	感染症予防について																												
3回目	けいれんについて	9回目	発熱や嘔吐下痢の対処報について																												
4回目	夏に罹りやすい病気について	10回目	子どもの発達や発育について																												
5回目	子どもの肥満について	11回目	子どもの困ったくせについて																												
6回目	皮膚トラブルとスキンケア	12回目	ケガと応急処置について																												
事後処理	<ul style="list-style-type: none"> ・会場の片づけ ・事業報告書作成 ・講師へ報償費および旅費を支払う 																														

日南町過疎地域自立促進計画

(計画期間:平成28年4月1日～平成33年3月31日)

日 南 町

目 次

1. 基本的な事項	1
(1) 町の現状と問題点	1
(2) 過疎地域自立促進の基本的な方向	7
(3) 計画期間	9
2. 産業の振興	9
(1) 現況と問題点	9
(2) その対策	10
(3) 計 画	12
3. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	14
(1) 現況と問題点	14
(2) その対策	16
(3) 計 画	17
4. 生活環境の整備	19
(1) 現況と問題点	19
(2) その対策	20
(3) 計 画	21
5. 高齢者等の保健・福祉の向上及び増進	23
(1) 現況と問題点	23
(2) その対策	25
(3) 計 画	25
6. 医療の確保	26
(1) 現況と問題点	26
(2) その対策	27
(3) 計 画	27
7. 教育の振興	28
(1) 現況と問題点	28
(2) その対策	29
(3) 計 画	30
8. 地域文化の振興等	31
(1) 現況と問題点	31
(2) その対策	31
(3) 計 画	32
9. 集落の整備	32
(1) 現況と問題点	32
(2) その対策	33
(3) 計 画	33
10. その他地域の自立促進に関し必要な事項	34
(1) 現況と問題点	34
(2) その対策	35
(3) 計 画	36

日南町過疎地域自立促進計画

1. 基本的な事項

(1) 町の現状と問題点

① 自然的・歴史的・社会的・経済的諸条件の概要

日南町は西に島根、南に岡山、南西に広島と3県に接しており、昔から様々な形で交流が行われていました。中国山地の中央、分水嶺に位置し、山陰山陽を結ぶJR伯備線の要路です。距離的には、県庁所在地の鳥取市までは128km、広域市町村圏の中心都市の米子市までは38km、新幹線の最寄りの駅である岡山までは110kmの位置にあります。また、中国縦貫自動車道及び中国横断自動車道米子道の最寄りのICまでは30～35分、米子空港までは車で1時間10分の所要時間です。鳥取県西部の1級河川である日野川は、源流を本町に発し、谷間からの大小の河川が合流し、しだいに川幅を広げています。本町においては、地形的に大きく3つの谷に分れており、河川沿いに農地と集落が点在する田園風景は標高290～650m位にかけて広がっています。平坦地はきわめて少なく、山林・原野が9割を占めています。気候は裏日本型気候区の中国山地型気候といわれ、平均気温は標高500mの地点で10.5度、300mの地点で12.9度、降水量は年間2,000～2,200mmです。

古事記にある神剣「あめのむらくもの剣」出現の地、「八岐のおろち」伝説発祥の地であり、町の水田の多くは、山に水を引き、山を崩して砂鉄をとった時にできた歴史的遺産であるともいわれ、現在でもたたら製鉄に由来する地名を町内の随所に見ることができます。たたら製鉄による土砂は、日野川を経て日本海に運ばれて、弓ヶ浜半島を形成したといわれます。

明治21年に公布された市制、町村制によって10か村が誕生し、大正時代の合併で奥日野7か村が実現しました。昭和22年の地方自治法施行により、町村合併による地方自治体再編が時代の流れとなり、奥日野合併の気運の盛り上がりの中、昭和30年には「伯南町」及び「高宮村」の誕生を見るに至りました。さらに4年の年月を経た昭和34年に、新市町村建設促進法による総理大臣勸告に基づいて5町村による合併が行われ、「日南町」の誕生となりました。戦後2次の合併を経て誕生した日南町の面積は、現在340.96k㎡で、県面積のおよそ1割を占めることとなりました。

平成の大合併により、全国では平成11年3月末で3,232あった市町村数が平成22年3月末現在で1,727と大幅に減少する中、鳥取県内においても39あった市町村が平成22年3月末現在で19となっています。本町においては鳥取県西部を中心とした広域合併を指向しつつも、平成15年2月、当面は現状を維持し単独町政を選択することとなりました。

② 人口の推移と動向

昭和38年の豪雪を契機として急激な人口の減少が始まり、過疎化現象が顕著になってきました。

本町成立直後の昭和35年の人口は15,286人でしたが、その後の減少数を10年刻みで見ると、4,235人(昭和45年)、2,162人(昭和55年)、915人(平成2年)、1,278人(平成12年)、1,236人(平成22年)と経過し、平成22年の人口は5,460人と、50年間で36%にまで減少しました。なお、平成27年国勢調査速報値(平成27年12月現在)では4,764人と5年間で696人の減少となっており、高齢者人口の減少も始まり人口減少が加速しています。都市との所得格差、生活環境整備の立ち遅れが大きな要因となって若者を中心とした構造的な人口流出に加え、今後高齢者の自然減少が更に加速すると予測されます。

年齢構成別にみると、若年層を中心に0～64歳までで著しい減少を示しています。65歳以上は長い間増加の一途でありましたが、平成15年度をピークとして実数では減少に転じています。「高齢化率」の高い本町で、高齢者を中心とした自然死亡数が増大しており、今後自然動態を主因とした大幅な人口減

少が急速に進んでいくこととなります。本年度、地方創生の取り組みの中で策定した町人口ビジョン・総合戦略によると、国立社会保障・人口問題研究所の推計値で平成52年（2040年）には2,573人と予想されていますが、総合戦略による人口増への取り組みにより、3,427人の人口確保を推計しており、今後人口維持への戦略的取り組みが求められています。

表1-1(1) 人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 15,286	%	人 13,130	% △14.1	人 11,051	% △15.8	人 9,730	% △12.0	人 8,889	% △8.6
0歳～14歳	5,160		3,876	△24.9	2,650	△31.6	1,846	△30.3	1,380	△25.2
15歳～64歳	8,874		7,925	△10.7	6,958	△12.2	6,324	△9.1	5,851	△7.5
うち15歳 ～29歳(a)	3,040		2,159	△29.0	1,617	△25.1	1,420	△12.1	1,207	△15.0
65歳以上(b)	1,252		1,329	6.2	1,443	8.6	1,560	8.1	1,658	6.3
(a)／総数 若年者比率	% 19.9		% 16.4		% 14.6		% 14.6		% 13.6	
(b)／総数 高齢者比率	% 8.2		% 10.1		% 13.1		% 16.0		% 18.7	

区 分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 8,470	% △4.7	人 7,974	% △5.9	人 7,382	% △7.4	人 6,696	% △9.3	人 6,112	% △8.7
0歳～14歳	1,241	△10.1	1,160	△6.5	1,002	△13.6	789	△21.3	593	△24.8
15歳～64歳	5,366	△8.3	4,718	△12.1	3,912	△17.1	3,216	△17.8	2,775	△13.7
うち15歳 ～29歳(a)	976	△19.1	722	△26.0	600	△16.9	565	△5.8	528	△6.5
65歳以上(b)	1,863	12.4	2,096	12.5	2,468	17.7	2,691	8.0	2,744	2.0
(a)／総数 若年者比率	% 11.5		% 9.1		% 8.1		% 8.4		% 8.6	
(b)／総数 高齢者比率	% 22.0		% 26.3		% 33.4		% 40.2		% 44.9	

区 分	平成 2 2 年		平成 2 7 年 (速報値)	
	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 5,460	% △10.8	人 4,764	% △12.7
0歳～14歳	442	△25.5	—	—
15歳～64歳	2,462	△11.3	—	—
うち15歳 ～29歳 (a)	445	△15.7	—	—
65歳以上 (b)	2,556	△6.9	—	—
(a) / 総数 若年者比率	% 11.5		—	
(b) / 総数 高齢者比率	% 22.0		—	

表 1-1 (2) 人口の推移 (住民基本台帳)

区分	平成 1 2 年 3 月 3 1 日			平成 1 7 年 3 月 3 1 日			平成 2 1 年 3 月 3 1 日			平成 2 6 年 3 月 3 1 日		
	実数	構成比	増減比	実数	構成比	増減比	実数	構成比	増減比	実数	構成比	増減比
総数	人 7,113	% —	% △ 8.4	人 6,527	% —	% △ 8.2	人 5,942	% —	% △ 9.0	人 5,363	% —	% △ 9.7
男	3,361	47.3	△ 9.0	3,073	47.1	△ 8.6	2,760	46.4	△10.2	2,527	46.9	△ 8.4
女	3,752	52.7	△ 7.8	3,454	52.9	△ 7.9	3,182	53.6	△ 7.9	2,836	53.1	△10.9

③ 産業の推移と動向

人口減少、特に年少人口と生産年齢人口の著しい減少に伴い年々就業者の総数が減少していますが、その中でも近年は第二次産業就労者が急激に減少する一方、福祉・医療職場を中心とした第三次産業への労働力のシフトが続いています。

農林業は、町の基幹産業として重要な位置を占めてきました。町では、認定農家や集落営農者など、自立的で意欲ある農家への重点的な支援を行ってきましたが、その一方で、零細兼業農家を中心に農家離れがいっそう進行しています。また、林業分野においては、木材加工企業の設立等の取り組みにより就業の場が確保されると共に、収入間伐が可能な人工林への需要が広がりつつあるものの、全体としては担い手不足、林業労働者の高齢化が進んでいます。

現在取り組んでいる農林業研修生制度による農林業の後継者育成や、生産のみでなく加工、販売までを視野に入れた付加価値の高い農林業への成長に取り組み、農林業を生業とできる若者の暮らし方を目指しています。第二次産業については、縫製工場の廃業に続き、公共事業の縮小による建設業の廃業、規模縮小が進行しており、介護・医療を中心とした第三次産業へとシフトしています。

第三次産業では、福祉施設等の整備が進む中、社会福祉法人の設立により福祉職場での一定の雇用が

増加しています。一方、小売り、飲食業については、地域経済が冷え込む中であって、JA店舗の撤退をはじめ地域の店舗がなくなるなど縮小傾向にあり、地域の日常生活にも不安が生じてきている状況もあります。

雇用状況が縮小する一方で、急激な人口減少と高齢化を要因とする人手不足が顕在化しており、福祉・医療職場や木材関連企業の雇用人材が確保できなくなるという、新たな課題が生じています。

表 1-1 (3) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区 分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 8,109	% —	人 7,048	% △13.1	人 6,423	% △ 8.9	人 5,887	% △ 8.3	人 5,462	% △ 7.2
第一次産業 就業人口比率	% 72.0	—	% 67.0	—	% 66.2	—	% 58.3	—	% 46.3	—
第二次産業 就業人口比率	% 9.5	—	% 11.2	—	% 11.3	—	% 17.6	—	% 26.2	—
第三次産業 就業人口比率	% 18.5	—	% 21.8	—	% 22.5	—	% 24.1	—	% 27.5	—

区 分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 4,991	% △ 8.6	人 4,548	% △ 8.9	人 4,144	% △ 8.9	人 3,631	% △12.4	人 3,061	% △16.7
第一次産業 就業人口比率	% 42.3	—	% 36.6	—	% 35.5	—	% 32.8	—	% 34.6	—
第二次産業 就業人口比率	% 28.5	—	% 31.2	—	% 30.2	—	% 27.3	—	% 18.4	—
第三次産業 就業人口比率	% 29.2	—	% 32.2	—	% 34.3	—	% 39.9	—	% 47.0	—

区 分	平成22年	
	実数	増減率
総 数	人 2,650	% △13.4
第一次産業 就業人口比率	% 34.5	—
第二次産業 就業人口比率	% 18.1	—
第三次産業 就業人口比率	% 47.5	—

④ 行財政の状況

国・地方を通じた財政の危機的な状況の中で、最低限の公共サービスのための財源を確保した上で、地域における公共セクターが担う領域の精査が求められています。限られた財源の中で新たな行政課題や多様化・高度化する行政需要に対処するため、行政関与の必要性、事務事業の効果、効率、達成度を客観的に評価するとともに十分吟味して緊急度の高いものから重点的かつ計画的に行い、整理及び合理化をする必要があります。

平成の大合併の渦中、単独町政を決めた翌平成16年度より行財政改革に取り組み、計画を短期間のうちにほぼ完了し現在も継続をしています。また「財政健全化法」に基づき公表している平成20年度以降の決算における各指標は引き続き健全な状況ですが、先にふれたとおり町内の産業・経済状況は悪化しています。

今後、有利な財源の確保に努め健全財政を維持しつつ、地域経済の活性化につながる諸施策を効果的に実施していく必要があります。

表 1-2 (1) 市町村財政の状況

単位：千円

区 分	平成 1 2 年度	平成 1 7 年度	平成 2 2 年度	平成 2 6 年度
歳入総額 A	7,245,086	5,360,816	6,509,767	6,761,590
一般財源	4,370,514	4,205,393	4,671,380	4,770,744
国庫支出金	381,506	178,914	349,425	333,292
都道府県支出金	774,109	490,325	750,517	842,558
地方債	1,061,000	320,000	461,220	409,900
うち過疎債	588,000	110,600	206,700	375,400
その他	657,957	166,184	277,225	405,096
歳出総額 B	6,955,180	5,215,009	6,169,126	6,178,120
義務的経費	2,181,353	2,205,639	2,106,671	1,837,022
投資的経費	2,251,923	559,291	849,549	1,044,458
うち普通建設事業	1,913,281	461,666	728,917	956,248
その他	2,521,904	1,988,413	3,212,906	3,296,640
歳入歳出差引額 C (A-B)	289,906	145,807	340,641	583,470
翌年度へ繰り越すべき財源 D	221,125	66,697	98,559	406,156
実質収支 C-D	68,781	79,110	242,082	177,312
財政力指数	0.143	0.157	0.126	0.136
公債費負担比率	22.6%	29.7%	8.0%	2.7%
起債制限比率	11.8%	13.7%	3.6%	△0.1%
経常収支比率	85.0%	95.1%	87.1%	90.2%
地方債現在高	8,230,714	9,149,128	6,718,954	5,255,912
財政健全化法に 基づく指標 (※-：黒字を示す)	実質赤字比率	(3か年平均)	—	—
	連結実質赤字		—	—
	実質公債費比		15.7	10.0
	将来負担比率		—	—

表 1 - 2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和45年度末	昭和55年度末	平成 2 年度末	平成12年度末	平成20年度末	平成25年度末
市町村道						
改良率 (%)	9.6	30.2	54.0	57.4	58.9	64.7
舗装率 (%)	0.6	35.2	71.6	78.4	79.6	83.6
水道普及率 (%)	39.3	43.5	45.6	63.8	68.7	70.9
水洗化率 (%)	0.0	0.44	1.90	26.55	69.8	75.3
人口千人当り病院、診療所の 病床数 (床)	3.58	5.66	9.90	14.15	14.57	18.5
小学校						
危険校舎面積比率 (%)	15.79	0.42	0	0	0	0
中学校						
危険校舎面積比率 (%)	18.63	0	0	0	0	0

(2) 過疎地域自立促進の基本的な方向

① 過疎対策の状況

人口は昭和25年に16,045人とピークに達し、その後昭和38年を境に急激な減少が始まり、いわゆる過疎化現象が顕著になりました。これは昭和30年代から本格化した高度経済成長に起因しますが、昭和38年豪雪による出稼ぎの増加が契機でした。

その後も主要産業である農林業と他産業との所得格差の拡大、クローム鉱山の閉鎖、公共事業の縮小による建設業の廃業や縮小など、地場産業の不振に加え、高齢者世代人口の自然減が始まり、人口減少が加速化しています。昭和45年に過疎地域対策緊急措置法、昭和55年に過疎地域振興特別措置法、平成2年に過疎地域活性化特別措置法、さらに平成12年に過疎地域自立促進特別措置法と過去4次にわたって過疎対策立法が施行され、この間、本町では町過疎対策計画に基づいて諸施策に取り組んできたところです。そして、平成22年度から27年度までの6年間に続き、このたび平成28年度から平成32年度までの5年間、同法が延長されることとなりました。

昭和45年度からの10年間は、町道及び農林道、教育施設など特に基礎的公共施設整備に重点を置いた計画策定を行いました。また、昭和55年度からの10年間は、道路網整備に加えてほ場整備、農地造成、農業近代化施設の整備、都市と農村の交流事業の推進など農業基盤、農業近代化、地域活性化などに重点を置きました。さらに平成2年度からの10年間は道路網整備、ほ場整備に加えて、簡易水道・集落排水・公園等の生活環境の整備、保育園・デイサービスセンター等の福祉施設の整備、文化センター・美術館等の文化施設の整備などに重点を置きました。平成12年度からの10年間については、中心市街地整備、木材団地整備、情報基盤整備や福祉・医療施設整備など地域活性化に向けた事業を実施しています。さらに平成22年度からの6年間では道の駅や高齢者福祉施設などの中心地域整備、農林業の近代化施設整備のほか特別事業として産業振興、地域の活性化や安心安全に資するソフト事業を進めてきました。

それぞれの内容を見ると、基礎的な公共施設整備、産業・生産基盤の整備、それらをふまえた活性化方策の模索、そして福祉施設の整備など過疎化の下での都市部との格差是正を主眼とした社会基盤整備に貢献した意義は大きいと考えています。しかしながら、農林業の不振や地域経済の低迷による購買力

の低下の中で人口減少、少子高齢化が一段と進行しています。今後基幹産業である農林業の振興を図るための基盤整備、近代化施設整備やさらに進む高齢化に対応できる福祉や生活環境の整備と併せて、地域を支える若者世代の移住定住を進め、産業や地域の後継者確保への取り組みが喫緊の課題となっています。

② 社会経済的発展の方向の概要

本町の産業は長い間、農林業と建設業を主体としてきましたが、立地条件に恵まれないこと、規模が零細であること、その他の理由により、町民の所得水準は低く推移してきました。近年は農村労働力の高齢化が加速し、公共事業費が減少するなど、地域経済をめぐる環境はたいへん厳しさを増しています。一方で、日本経済の高度成長期を通じて、価値観の多様化や自治体間の地域づくりの競い合いなどを背景として行政が実施する分野が大幅に拡大してきましたが、現在の経済状態の悪化に加え、国、地方を通じた財政危機の下では公費の重点的な配分をしていかなざるをえなくなっています。

そうした中で、都市部の後追的な施策に終始するのではなく、本町の立地特性を低密度の多自然居住地域として多様で豊かな地域特性と潜在力のある地域として捉え、その地域力の顕在化を図りつつ、その一方で地域住民が地域で住み続けられるために、充実した生活機能を備えた小さな拠点づくりや、それを結ぶ交通体系の整備などの施策が今後は必要となってくると考えます。こうした施策の柱は、第一に普遍的な価値としての豊かな自然環境を守り、さらにそうした地域特性を対外的に主張しながら、第二に農林業を中心とした地域経済の振興を図りつつ、各経営体の営みが経済的にも未来に繋がっていくような地域づくりを地域住民の理解と参画のもとで推し進めることにあります。

③ 基本方針

昭和45年の過疎地域対策緊急措置法制定以来、過去4次にわたって過疎対策の諸施策に積極的に取り組んできました。

この結果、生活基盤の整備、福祉・教育施設の充実、産業基盤の整備、情報基盤格差是正等について一定の成果を見ることができましたが、地域経済の停滞、農林業後継者育成の遅れ、少子高齢化の進行、集落自治機能の低下など残された課題は深刻です。また、農地基盤整備や林業基盤整備等についても継続的に建設投資を行ってきましたが、十分に産業振興の成果につながっていない面もあります。

今後においては、本町の自然や文化をもう一度見直し、この地域の個性や特色を大切にしながら他地域からのニーズに適切に対応していくことにより、国全体の中での過疎地に期待される役割を自ら担っていく必要があります。国土・環境保全という施策の中で、明確な位置づけを得ることが地域の自立に繋がるものと考えます。

前述した、本町が当面する現状と今日までの過疎対策の実績、さらに社会的、経済的諸条件をふまえ、個性と魅力あふれる町を築くための新たな町づくりの指針として策定した「第5次日南町総合計画」を基本としながら、町民の積極的な参画により「人と自然の力で21世紀を切り開いていく町・日南町」をめざし町政の推進にあたります。

特に人口減少と高齢化が急速に進む状況の中で、持続可能なまちづくりを進めていくためには、地域、産業、組織などそれぞれの分野の将来を支える人材の育成・確保が急務であり、最も重要な取り組みです。あわせて、政策や地域内の情報を住民に対していっそう公開していくことで住民参画を促進し、また、町外に対しても積極的に情報発信することが大切です。

また市町村単位ではなく、地域全体が連携し、協調して取り組まなければならない時代へと移ってきており、水源保全、ごみ処理、観光振興から事務改善による経費削減などに至るまで、より広域的な対応が必要な課題が生じています。本町では、西部広域行政管理組合や三町衛生施設組合により消防やご

み・し尿処理などを広域的に取り組んでいるほか、鳥取・岡山県境連携推進協議会を組織して中山間地域の振興に取り組んでいます。さらに鳥取県日野郡連携会議により、行政サービスの向上と効率化などに取り組んでいきます。地域主権の名のもと、同じ課題を抱え、顔の見える圏域において、地域のニーズにあった効率的でスケールメリットを発揮できる広域連携に取り組んでいくことが必要です。

(3) 計画期間

計画期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5か年間とします。

2. 産業の振興

(1) 現況と問題点

① 農 林 業

農業は、町の基幹産業として重要な位置を占めてきました。しかし、輸入自由化やグローバル市場の形成などによる農産物価格の低迷、野生鳥獣などによる被害の拡大、食の安全性に対する消費者ニーズの増大など、生産者にとって厳しい状況が続いています。また米価の低迷により、近年は準高冷地の気象条件を活かしたトマト、ピーマン、白ネギ、ブロッコリーなどの野菜生産に力を入れた複合型の農業経営が主体となっています。平成12年度から始まった中山間地域等直接支払制度は、平成27年度から第4期対策として継続、平成26年度からは多面的機能支払交付金事業が始まり、本町の農地の良好な保全に貢献しているところです。

町では認定農業者、営農組織、農業法人の育成など支援に取り組んでいるものの、農業生産の主体的条件をみれば、農業従事者の高齢化が急激に進んでおり、全体として生産額の増加や雇用の拡大には至っておらず、耕作放棄地も増加の傾向にあります。また、平成21年度から取り組んでいる農林業研修生制度を含め後継者対策では、生産資材や生活費等に対する支援も併せ、定住に向けた対策が急務です。

畜産業は、関税の引き下げによる競争の激化や担い手の高齢化などにより衰退を続けていましたが、その一方で新規参入や規模拡大を目指す担い手も現れ始めています。

町土の89%を占める森林のうち63%が人工林で占められ、継続的な造林（蓄積）を実施してきた本町では、林業は伐採の時期が到来しており、高付加価値林産物への加工及び販売ルートの開拓が課題となっています。これら課題への解決策のひとつとして、平成18年に設立された株式会社オロチによる「単板積層材（LVL）」の製造販売、また、その素材安定供給を目的に設立された「日南町木材生産事業協同組合」を中心として、活用の時期を迎えた町内山林資源を活かした取り組みがいつそう期待されています。

また、森林・林業は林産物の生産のみならず、国土保全、自然環境の保全、水資源涵養、地球温暖化防止機能など多面的な機能を果たしており、近年はカーボンオフセットクレジット取引や企業の研修・CSR活動の誘致など、新たな森林資源の活用が推し進められています。

しかし、農業と同様に従事者の高齢化が進み、後継者の不足が顕在化しており、研修生制度の充実など後継者育成が重要な課題になっています。

② 商工業等

公共事業費の削減の影響で、建設業の仕事が大幅に減少し、廃業や規模縮小を余儀なくされています。また、かつて縫製工場や弱電関係などの誘致企業の閉鎖が続き、第二次産業での雇用状況は危機的な状況となっています。一方で高齢化の急速な進展に伴い医療・福祉などの第三次産業へ雇用がシフトして

います。その中で近年は、支える若者世代人口の減少により仕事はあっても人手がないという新たな課題が顕著になってきました。

本町における商業は、霞・生山の商業中心地域への基盤整備は概ね終了し、一定の消費の集積体制は整備されたといえます。こうした商業基盤の整備により町外に流出していた多くの消費を呼び戻す動きの一方で、諸店舗の減少に加え、平成21年には鳥取西部農協が、町内各支所購買店舗及び生山駅前共同店舗を閉鎖し、その結果、日常の買い物ができる店舗が一つもない地域が現れるという状況も発生しています。世界的な経済危機の中、雇用と所得が悪化し、地域全体の消費は冷え込んでおり、地域の店舗の閉鎖、廃業等が今後一層進むことが危惧されます。あわせて高齢者世帯の日常の買い物への支援が重要になっています。

現在中心地域の整備では、平成28年度道の駅を稼働させることとしており、新たな施設の整備が地域内経済の循環を取り戻す取り組みとして、官民共働して進めていく必要があります。

③ 観光又はレクリエーション

価値観や生活様式が多様化する中、観光客のニーズも物見遊山の観光からエコツーリズムなど環境や健康を志向した体験型・参加型の観光・レクリエーションへ変わり、旅行形態も団体から小グループ、夫婦、家族単位、女性同士、個人へと変化してきています。

本町には、日野川源流をはじめとした豊かな自然環境、福榮神社や解脱寺などの寺社仏閣、大石見神社など古事記由来の名所旧跡、ふるさと日南邑やゆきんこ村などの宿泊施設、産業遺産、古民家、花見山スキー場や出立山キャンプ場などのレクリエーション施設等々、豊富な観光資源があります。しかし、他地域に比べて突出した観光資源に乏しいこと、休憩や情報を収集するための観光拠点が整備できていないこと、最大の観光資源である自然を活かした魅力的なエコツーリズムを開発できていないこと、情報の発信やブランディングが不足していることなどにより、潜在的来訪者に対して本町の魅力を十分に伝えきれておらず、入込観光客数は年々減少の傾向にあり、その増加が課題となっています。

その一方では、まちづくり協議会等による産業遺産や希少動植物等の地域資源の掘り起こしや、それらを活用した体験交流を商品化するなど、新たな地域の魅力を発見し、情報発信する動きも見られます。自然の良さや歴史文化活動など、地域としての魅力を全体として取り込みながら積極的に情報発信を行い、交流人口の増加を図っていく必要があります。

(2) その対策

① 農林業

本町産業が様々な面で恵まれた立地条件にあるとはいえ、農林業は地域経済の中において生産額は相対的に少ないとはいえ、付加価値を生ずる重要な産業です。農林業の産業としての確立は、地域経済の底力となって経済の循環を生み、地域の自立に繋がっていきます。

中山間地域等直接支払制度の継続や多面的機能支払交付金事業により、農地保全の面では政策的な効果を生じているものの、生産主体の急激な高齢化の中で、新規就農者の育成や集落営農・法人経営の推進などによる担い手の育成が急務となっています。特に、第二次産業における雇用状況の悪化の中で、新たな就業先としてきめ細かな調整を実施しながら、所得の向上を目指して新規就農者等に基盤整備等に対する支援を行います。また、今日の自然志向、健康志向の中で、米、準高冷地野菜、減農薬農産物など、この地域の特長を筒一杯主張しながら、日南町のブランド作りを図っていく必要があります。そのためには、農地中間管理事業を活用した農地集積の拡大、先進技術や地域エネルギーなどを活用した生産コストの削減への取り組みとともに、一次製品の生産から加工、流通、販売まで一貫して行う、いわゆる6次産業化をめざした取り組みを行います。

畜産業では、新規参入や規模拡大などを目指す担い手のためにハード整備およびソフト面で積極的な支援を行い、畜産業の振興を図ります。

森林立木の蓄積は、本町経済の最大の特色です。海外産木材との価格差により我が国の用材自給率が2割程度しかないという現実がありますが、本町において間伐を中心とした本格的な伐期の到来の中で、育林産業から伐採搬出、加工流通産業が成長していく時期を迎えているといえます。今後、団地化された施業計画に基づいた適正な森林管理に努めるとともに、町内において起業した株式会社オロチと「日南町木材生産事業協同組合」を中心とした、素材流通と付加価値化した製品販売の体制整備の強化を図っていきます。また、搬出コストの削減のための基盤整備や機械化など、伐期を迎えた山林資源を活かし雇用と林家所得の拡大を図っていきます。

今後においては、作業道等基盤整備支援、地元産材の消費拡大などに引き続き取り組んでいくとともに、海外を含む販路の拡大を図ります。また、乾燥材供給体制や未利用の林地残材を活用した木質バイオマス資源活用など、森林の多面的な役割を意識しつつ民間資本による経営の採算性を十分吟味しながら、今後の日南林業の展開の方向付けに努めます。

また、農林業を核とした新たなビジネスモデルを構築したい事業者に対して支援策を講じるほか、企業の研修・CSR事業の誘致、余暇支援等の場の提供により、地域産業を活性化させ雇用を創出します。

担い手確保の政策としては、現在ある農林業研修生制度を充実させるほか、若者に対して農業のこれまでのイメージを変える取組みを行い、農業参入への心的障壁を低下させます。

鳥獣害の防除については、「日南町鳥獣被害防止計画」に基づき、広域的な侵入防止柵の設置に支援を行うなど集落単位での住民参加型被害対策を進め、効果的な防除を図ります。また、捕獲活動への支援も引き続き行っていきます。

② 商工業等

商業は、過疎・高齢化の進展、地域経済の衰弱を要因とした地域商業機能の低下に伴い、地域の「買い物」をはじめとする生活環境が悪化しています。これら課題の解決のため、商工会などの関連団体や事業者と連携しつつ、地域の高齢者などを対象とした「買い物」、「配食」支援等の機能の充実や地域産品を地域で購入・消費できる経済の地域内循環の仕組みづくりなどに取り組んでいきます。

また、一次産業だけの産業振興から脱却し、6次産業化の推進により、道の駅等への集客、交流の拡大と地場産業の振興を図るとともに、中心地域に道の駅を核とする商業ゾーンを整備し、町外からの誘客による商業の振興などを進め、活力と魅力ある町を創造していきます。

工業においては、企業誘致や支援に引き続き積極的に取り組むこととし、必要に応じて工業立地のための環境・基盤整備及び人材の育成確保を行うとともに、各種優遇措置を活用していきます。そのためには、自然環境の豊かさ、森林資源の蓄積、情報基盤の充実、想定用地の選定など、本町が外部資本にどんなインセンティブを与えるか整理し研究していきます。建設業を取り巻く厳しい経済状況の中で、起業あるいは業態転換の希望を持つ人については、県施策あるいは構造改革特区制度等も活用しながら積極的な支援を実施していきます。

また、慢性的人手不足の解消策として、多様な価値観・生活スタイルを享受できる職場作り（ワークライフバランス推進）を積極的に支援し、潜在的労働力をフルに活用していきます。

③ 観光又はレクリエーション

観光産業は、近年の観光ニーズの多様化に伴い、地域の特色ある資源やおもてなしなどいわゆる「着地型観光」志向が注目されており、本町のような突出した観光資源がない町からも、地域と連携し工夫を凝らした企画や情報発信によって魅力ある観光産業づくりが可能となる時代となってきました。

- a. 民間及び地域の活力の発揮を基本としながら、体験型観光などの特色ある観光資源の商品化、特産品の共同ブランド化、オリジナルキャラクターの活用、情報発信の方法に工夫を重ね、支援していきます。
- b. 「まち・むらづくり協議会」間の連携や周辺地域との連携を支援し、広域的な観光ルートの提案に努めます。
- c. エコツーリズムの精神に則り、自然環境や観光資源の保全や観光ルートの整備に取り組みます。
- d. 平成28年4月にオープンする道の駅を本町の観光拠点として積極的に活用していきます。
- e. 日南町観光ガイドの養成及び活用を支援します。

(3) 計 画

産業の振興について事業計画を次のとおり定めます。

事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内容	事業 主体	備考	
1. 産業の振興	(1)基盤整備 農 業	しっかり守る農村基盤交付金	町		
		基盤整備事業負担金	県		
		林 業	公有林整備(保有管理等)	町	
			町産材利用促進助成	町	
			合板・製材生産性強化支援事業	町	
	(3)経営近代化施設 農 業	農業機械導入補助	町		
		高性能林業機械導入補助	町		
	(7)商業 共同利用施設 その他	中心地域整備事業 隣接地等整備	町		
	(8)観光又はレク リエーション	観光・レクリエーション施設整備	町		
		歴史・産業遺産施設整備等	町		

	(9)過疎地域自立 促進特別事業	新規就農者ハウス等整備助成 (就農の際の初期投資にかかるハウス等整備に対する助成を行う)	町	
		トマトハウス団地造成事業 (ハウス団地の整備を支援することによって、地域における農業の生産額拡大や担い手の育成を図る)	町	
		企業支援対策(補助交付、貸付金、機器リース助成) (企業等の誘致や新たな起業の活性化を図るため、助成金や貸付け等を行う)	町	
		観光ガイドボランティア育成への支援等(観光ガイドボランティアを育成、活用し町の交流人口拡大を図る)	町	
		観光ガイドブックの作成 (町の紹介冊子等を作成し、観光客誘致と情報発信を図る)	町	
		原木価格安定対策事業 (木材加工流通業者の仕入れ価格を軽減することで、林業関係者の経営安定を図る)	町	
		担い手集積助成事業 (担い手農家への農地集積を促進し、遊休農地の減少と特定農業団体の育成を図る)	町	
		農業者支援補助事業 (農機具等の導入費に対し一部助成を行うことで、農業者の生産意欲拡大を図る)	町	
		山林情報バンク事業委託 (山林・林業情報を管理し、町外在住の山林所有者に適正な情報の提供を図る)	町	
		野菜等振興補助 (農産物の産地として更なる発展のため、生産者に対して種苗代等を助成し農業の振興を図る)	町	
		特産品ブランド化事業 (現在の特産品である一次産品から新たな日南ブランドの特産品を作り販売することによって、農業を含めた産業の振興を図る)	町	
		トマト選果場利用促進事業 (出荷者に対し選果場利用料の一部を補助することによって、利用と供給量の増加を促し農業の振興に繋げる)	町	

		簡易水道原水等のペットボトル化 (地域の産業資源を活かした商品 開発により産業の振興を図る)	町	
		産業遺産の活用に向けた学術調査 事業(産業遺産による観光振興に 向けて学術的価値・保存の方法等 を調査する)	町	
		町産米検査料助成事業 (町内産の新米検査に対して助成 することで、生産意欲の向上を図 る)	町	
		雌牛導入奨励事業 (和牛畜産農家が繁殖雌牛を導入 する際、その導入金額の一部を助 成することにより、畜産農家の意 欲・所得の向上及び畜産の振興を 図る)	町	
		ワークライフバランス推進事業 (仕事と生活の調和を目指した取組 みを支援し、人手不足の解消を図 る)	町	
	(10)その他	鳥獣害防止対策	町	

3. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

(1) 現況と問題点

① 道路

鳥取県の10分の1を占める約340.9k㎡の面積を有する本町は、町内全域に小集落が点在する地理的特質上、町道の総延長は239.4kmと県内の他町村と比べても長く、その維持管理が課題となっています。町道は、集落の生活道路及び基幹道路へのアクセス道路として重要で、引き続き整備に努める必要があります。

また、本町は中国山地の中央に位置し、北には鳥取県の主要都市である米子市、西には島根県、南には広島県、岡山県の三県と接する町で、米子市から他県、他県から米子市へのアクセスの要所となっています。そのため、広島市と米子市を結ぶ一般国道183号や岡山県新見市と本町を結ぶ主要地方道新見日南線、島根県奥出雲町と本町を結ぶ一般県道横田伯南線などは圏域の経済・生活・交流の流れを支える交通基盤として重要な役割を果たしています。昨今頻発するゲリラ豪雨や台風等の影響による幹線道路の通行止めに備えて、町道による迂回ルートの構築・確保が重要性を増しています。

また、豪雪地帯である本町においては、冬期間における安全で円滑な交通確保が必要です。

町道は、平成26年4月1日現在において、実延長229.1km、改良済148.3km(64.7%)、舗装済延長191.4km(83.6%)です。改良率、舗装率ともに県内平均(鳥取県市町村道改良率65.3%、舗装率89.6%)を若干下回っており、早急に改良・舗装しなければならない路線があります。また、橋梁・舗装・トンネル・法面等の道路施設については、現状を把握し、第三者被害を防止するため、年次計画的に修繕計画を作成して対処する必要があります。

このほか、本町の基幹産業である林業は現在、本格的な伐期を迎えており、伐採搬出のための林道の整備が必要となっています。

② 公共交通機関

本町にはJR伯備線の2つの駅がありますが、特に生山駅は特急電車の停車する駅として近隣の町や県外からの利用者も多く、地域にとって重要な役割を担っています。今後、より利用しやすい駅となるよう、JRをはじめ関係機関と連携しながら、さまざまな調整を図る必要があります。

広大な面積を有する本町の生活バス路線の確保という重要な課題に対応するため、平成16年10月から、市町村有償運送による町営バス運行を開始しました。平成21年度からは小学校統合に伴う通学バスとしての役割のほか、バス路線の空白地域等を対象としたデマンドバス運行にも取り組んでいます。

その他、生山・霞地域では、駅や病院、公共施設、ショッピングセンターなどを経由する巡回バスの運行や、多里地域では、NPOが運行主体となった過疎地有償運送にも取り組んでおり、利用者の利便性の向上に努めています。

その一方で、人口減少や運転免許を所有者している高齢者が増加したことなどにより、バス利用者は年々減少の傾向にあります。

③ 情報通信

情報化基盤については、現在日南町タウンズネットにより、各世帯までのブロードバンドとテレビの視聴環境が整備されているところです。高速インターネットやケーブルテレビによる多チャンネルサービス、地域チャンネルによる議会中継などの行政情報や地域の話題の提供など、住民生活に欠かせないものとなっています。

しかし、情報通信量は技術とサービスの進歩に伴い増加を続けており、現在高速インターネットとして分類されているものも陳腐化の流れにあります。これに対応するため、超高速ブロードバンド基盤の整備を検討する必要があります。

携帯電話不感地区については、光ファイバー芯線の事業者への貸し出しや国の補助事業の活用などにより、平成21年度末にはほぼ解消され、居住地域の屋外における情報格差は是正されてきています。今後、更にタウンズネット情報基盤を活用した行政情報サービスの向上や、災害に強い多様な情報連絡体制などの課題について対策が必要です。

④ 地域間交流及び移住定住の促進

(ア) 地域間交流

地域間交流については、米カリフォルニア州スコッツバレー市、宮崎県日南市と交流を行ってきました。スコッツバレー市とは近年までホームステイの相互受け入れを行い友好を深め、日南市とは児童生徒の相互受け入れや商工会による雪のプレゼントなどの幅広い取組みを行ってきました。

また、にちなん食のバザール、天体界道100kmにちなんおろちマラソン全国大会をはじめとした各種スポーツ大会の開催やまちづくり協議会によるさまざまな取組みが行われ、さらに平成21年度からは農林業研修生の受け入れも始まり、多岐にわたる人や団体の交流の取組みが展開されてきました。

しかし、社会・経済情勢の変化のため、自治体間交流が停滞傾向にあるほか、各種スポーツ大会や地域の取組み等に携わる構成員の高齢化などにより開催が年々困難になるなど課題も明らかになっており、継続性や交流のあり方を検討していく必要があります。

(イ) 移住定住の促進

本町ではこれまで、「日南町いきいき定住促進条例」に基づく各種交付金、婚活事業などによる出会いの場の創出、各種媒体を利用した積極的な情報発信、空き家バンクを利用した移住者への住宅の紹介、子育て支援の充実など、人口減少に歯止めをかけるために移住定住を促す施策を積極的に展開してきました。しかし、若年層を中心とした人口減少の勢いが依然として止まらず、「人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる」という負のスパイラルから抜け出せずにいます。

こういった状況からの脱却のため、若年層の人口増加策及び流出防止策を講じることが喫緊の課題となっています。そこで、本町ではまず、町の中心地域に住宅・公共施設・商業施設等を整備するとともに、利便性の高い交通ネットワークを構築することによって、町が持続・発展していくための拠点（コンパクト・ビレッジ）を形成していこうという「日南町中心地域整備構想」に着手しました。

また、平成27年8月には「まち・ひと・しごと創生 日南町人口ビジョン・総合戦略～創造的過疎のまちへの挑戦～」を策定、2040年の人口目標を3,427人と設定し、「人口減少克服・地方創生」という構造的な課題に正面から取り組むこととしました。総合戦略では次の3つの長期的ビジョンにより、具体的な施策を実施していきます。

- ・若い世代が安心して働き、希望通りの結婚・出産・子育てをすることができる社会経済環境の実現。
- ・日南町に住み、働き、豊かな生活を実現したい人々の希望の実現。
- ・町の特性に即した地域課題の解決に努め、町民が心豊かに生活できるような「多世代・多機能型」の生活サービス支援の推進。

（２）その対策

① 道路

町内生活路線網の計画的な改良と促進に努めます。通学エリアの道路改良や除雪対策も引き続き推進します。また、道路施設の現状把握と修繕を順次行い、通行者への第三者被害を防ぎます。

このほか、必要な林道を順次整備していきます。

② 公共交通機関

JR駅については、JR管理を基本としながら、施設の利便性の向上を促進し、「山陰の玄関」として県外周辺地域の利活用の推進などと並行して利用者の増加を図ります。そのために、構内のバリアフリー化など関係機関との協議を行っていきます。

路線バス、デマンドバスについては、県の運行補助制度を活用しながら運行体制の維持に努めていますが、更に利便性、効率性を検証し、地域の実情に即した運行体系の見直しを図っていきます。また、計画的な運行車両の更新や、県境を跨いだ広域バス路線の利便性の向上に向けた取組み等も行っていきます。

③ 情報通信

情報化においては、より高品質なHD画質の映像などの情報を双方向でやり取りすることも考慮し、放送通信関係設備の高性能化を行うとともに、各世帯までの光ファイバーケーブル敷設による超高速ブロードバンド基盤の整備を行い、必要な通信帯域の確保を図ります。

また、屋外広域無線通信環境の構築により、高齢者や子どもの見守り、災害発生時における情報の確実な提供、観光振興および交通機関の利用促進など安心・安全に生活できるまちづくりを推進します。

④ 地域間交流及び移住定住の促進

（ア）地域間交流

- a. 地域間交流は、従来型の事業にとどまらず、民間を主体とした交流に広げるとともに、地域産業との連携や観光振興に繋がる交流事業に力を入れます。また、本町の歴史や文化そして文豪とのかかわりや豊かな自然を背景とした希少動植物などの素材を生かした取組みなど、幅広い分野で取り組みの拡大を図り、交流人口の増加による地域の活性化を図ります。
- b. 従来からある地域の祭りやイベント、伝統芸能などにおいては、個々のイベントへの参加だけでなく、複数の地域を訪れることでより多くの人々がふれあうことのできるような体制づくりを目指します。
- c. 平成28年4月にオープンする道の駅を地域間交流に積極的に活用します。
- d. グローバル化が進展する中で、中学校英語教育などの人材育成や地域の活性化を図るため、国際交流にも力を入れます。
- e. 町内の各地域で語り継ぐ人材の育成に取り組みます。

(イ) 移住定住の促進

多様化する移住定住やUIJターンなどの各ニーズに対応できるよう、積極的な情報発信と定住支援、環境整備に取り組んでいきます。

- a. 移住ターゲットをシングルマザーやスローライフを希望する方とし、新たに移住される方に対する住宅の確保等の受け入れ環境整備体制を構築します。
- b. 本町へ移住したい方、した方に対する生活に関するフォロー体制を構築していきます。
- c. 県内市町村と広域連携し、移住・定住促進に向けた取り組みを行います。

(3) 計 画

交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進について事業計画を次のとおり定めます。

事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内 容	事業 主 体	備考
2. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(1)市町村道 道 路	霞福塚線改良 L=320m, W=5.5(7.0)m	町	
		大菅阿毘縁線改良 L=800m, W=5.5(7.0)m	町	
		古市佐木谷線改良 L=300m, W=5.5(7.0)m	町	
		生山印賀線改良 L=800m, W=5.5(7.0)m	町	
		福万来佐木谷線改良 L=700m, W=5.5(7.0)m	町	
		佐木谷虫尾線改良	町	

		L=200m, W=4.0(5.0)m		
		日南中学校線改良 L= 70m, W=5.5(9.0)m	町	
橋りょう		立石吉鉦線改良 L= 300m, W=4.0(5.0)m	町	
		野田塚原線改良 L= 220m, W=5.5(7.0)m	町	
		町道内方線 L=400m W=4.0(5.0)m	町	
		北の原権現線補修 L=700m, W=4.5(5.5)m	町	
		舗装修繕・霞福塚線外19路線	町	
		法面修繕 日南病院線ほか10路線	町	
		トンネル修繕 三国山線	町	
		町道落石危険防止対策事業	町	
		橋りょう補修 塚原上石見線外21路線	町	
		(3)林道		林道内方線新設改良 L=2,000m, W=3.0(4.0)m
森林基幹道窓山線整備負担金 L=5,800m, W=3.0(4.0)m	鳥取県			
道整備交付金県営事業負担金 L=825m, W=3.0(4.0)m	鳥取県			
(6)電気通信施設等 情報化のための 施設		行政防災無線更新(デジタル化)	町	
		その他の情報化のための施設 (地域チャンネルHD化)	町	

	有線テレビジョン放送施設	CATV設備等の更新に向けての施設整備事業(FTTH化)	町	
	(7)自動車等 自動車	町営バス9台購入	町	
	(9)道路整備機械等	除雪ドーザ6台	町	
	(11)過疎地域自立 促進特別事業	災害時緊急情報システム導入 (災害情報等をケーブルテレビなどに表示するためのシステムを導入し住民の安全を図る)	町	
		タクシー利用助成 (町単独で実施するタクシー利用助成を行い、地域交通の確保を図る)	町	
		県境を跨いだ広域バス運行への補助 (バス路線への運行助成を行い、地域交通の確保を図る)	町	
		日南町いきいき定住促進条例に基づいた交付金事業(人口増加・定住を促進するために設置した同条例に基づき、条件を満たした移住・定住者に結婚祝い金・定住奨励金・住宅改修補助金を交付する)	町	
	(12)その他	バス停設置助成	町	
		生山駅バリアフリー化	町	

4. 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

① 廃棄物処理

広大な町土に展開する豊かな自然とその恵みを次世代に継承していくためには、社会全体を環境負荷の少ない持続可能な社会に変えていくとともに、日野川流域の市町村や地域貢献支援事業を展開する鳥取大学と連携しながら、積極的に自然環境を保全・活用していく必要があります。また、平成23年3月に発生した東日本大震災を契機としたエネルギー政策の見直しを踏まえたエネルギーシフトの取り組みやエネルギー・資源使用の一層の合理化などによる温室効果ガス削減の新たな目標達成、循環型社会の実現、豊かな自然環境の保全など、本町が目指すべき持続可能な社会の実現に向けて更に一層の取り組みが必要な状況にあります。

こうした快適な生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、廃棄に支えられた社会様式を見直し、「廃棄物を生まない循環型社会」を形成していかなければなりません。近年、ごみ減量化の取り組み及び人口減少の影響もあり、ごみの排出量は減少傾向にありましたが、平成24年度から増加傾向に転じています。鳥取県が進める4つのR、Refuse(リフューズ:断る)、Reduce(リデュース:減らす)、

Reuse（リユース：再使用する）、Recycle（リサイクル：再利用する）を参考に、ごみ資源の循環を図りたいと考えます。また、鳥取県西部広域行政管理組合による可燃ごみ処理施設の建設計画の中止により、平成43年度までは、清掃センターの延命化を図ることが決定しました。将来のごみ処理についても、西部広域行政管理組合で検討を進めていますが、効率性、利便性等総合的な見地から地域のごみ処理のあり方を決定する必要があります。

② 給水施設および下水処理施設

上下水道は、上水道で普及率が7割、下水施設で整備率8割に達していますが、散在する小規模集落等に対応した給水施設や浄化槽の積極的整備を行い、さらに中心地域整備事業、定住促進事業に必要となるライフラインの確保に努める必要があります。こうした上下水道事業に係る維持管理費や公債費償還に対応したコストバランスをどのように図っていくのかが大きな課題となっています。

③ 住宅整備

公共住宅については、町営が10団地77戸、県営が2団地15戸整備されていますが、経年劣化が進む住宅もあり、また入居者の高齢化も目立っています。一方、近年の福祉・木材事業所等での若者層の雇用増加による住宅需要に対して対応が困難な状況も生じており、定住の基本施策としてニーズにあった住宅の整備が求められています。

④ 消防救急施設

消防組織体制は、西部広域行政管理組合で組織する常備消防を中核に非常備公設消防と自衛消防により編成されています。西部広域行政管理組合における行財政改革の取り組みの中で消防・救急体制が集約化・効率化される中、地域の非常備消防及び自衛消防の必要性が高まる一方で、各地域での昼間居住者の高齢化が進み、初期消火能力の低下等、今後の消防・救急体制の確保・維持が懸念されています。

⑤ 空き家の利活用や老朽危険家屋等の除却の促進

本町は、平成25年現在で空き家率が約17%と県内の平均を大きく上回る水準にあります。また、転出超過が続いている状況や、高齢単身世帯（65歳以上の単身世帯）と高齢夫婦世帯（夫65歳以上で妻60歳以上の夫婦一組の世帯）を合わせた割合が約40%に達している状況などから、今後も空き家の増加が見込まれています。

こうした状況の中で、適正に管理されず放置された空き家や、倒壊のおそれがある老朽危険家屋等により、地域の住民生活や景観への影響が問題となっています。

本町ではこうした空き家問題に対して、空き家情報活用制度（空き家バンク）による空き家の利活用や、老朽危険家屋等解体撤去補助金による空き家の除却を促進する事業を行っています。また、平成27年度に施行された「空き家対策特別措置法」に基づき、空き家対策協議会を設置して空き家等対策計画を策定したほか、老朽家屋等解体撤去に係る固定資産税の減免措置を実施するなど、家屋の適切管理を促す体制づくりに努めています。

（2）その対策

① 廃棄物処理

平成2年に竣工した清掃センターは、平成13年度に基幹改良工事を行ったものの、老朽化は進んで

おり、その延命化には定期的な修繕工事が必要です。また、ごみの排出を抑制し、生ごみ、布類、プラスチック類等の再資源化についての処理体制の整備を促進し、町民及び事業者の積極的な参画を得ながら、資源化・リサイクルを推進、広域処理や民間での再資源化等、適正かつ効率的なシステムを構築します。

② 給水施設および下水処理施設

簡易水道は、既存施設の基幹改良を実施し水の安定供給に努めます。また、散在する小規模集落などの未普及地域に対応した補助制度を継続していきます。

農業集落排水処理施設整備区域において、接続率の向上に努めると共に老朽化した施設の更新により汚水処理を維持します。また、未整備地区は、浄化槽設置の整備を推進し普及率の向上による生活排水対策に努めます。

中心地域整備事業による各種施設整備に伴う簡易水道施設及び農業集落排水処理施設への接続工事を実施します。上下水道の効率的な維持管理と料金改正を行いながら財務状況を検証しつつ、民間業者による維持管理業務の委託と公営企業会計法適用化の整備を進めます。

③ 住宅整備

住宅需要は、近年の福祉・木材加工事業所等新たなニーズやJ Iターンに対応できる空き家活用など多様化しており、これに対応する住宅の確保は人口の増減に直接関わる課題であることから、未利用町有地活用や空き家活用推進など民間事業者の参入等も含め、定住推進の視点で検討していく必要があります。

また、町内の住宅関連産業の活性化を図りつつ、町民の住環境の向上に努めていきます。

④ 消防救急施設

消防施設については、公設消防車の更新を行うとともに、経年劣化が進んでいる消防ポンプの軽量化や消火栓等の整備にも取り組み、初期消火に努めます。また、集会所等の地域の防災拠点の整備も進めます。

⑤ 空き家の利活用や老朽危険空き家等の除却の促進

空き家の所有者・管理者に対して、適正管理に係る意識啓発や指導を行うとともに、利活用可能な空き家については移住定住の受け皿や地域活性化の拠点施設としての提供・利活用を促し、老朽危険家屋については除却を促すことにより、地域の安全や生活環境の維持保全を図っていきます。

また、鳥取大学など研究機関と協力して、空き家などの不在村地主問題の解決策を模索していきます。

(3) 計 画

生活環境の整備について事業計画を次のとおり定めます。

事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内容	事業 主体	備考
3. 生活環境の 整備	(1) 水道施設 簡易水道	簡易水道統合整備事業	町	

	(2) 下水道処理施設 農村集落排水 施設	農業集落排水処理施設整備事業	町	
		浄化槽市町村整備推進事業	町	
	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	清掃センター設備改修	町	
	し尿処理施設	汚泥再生処理センター設置負担金	三町	
	その他	プラスチック選別処理施設整備事業	西部広域	
	(5) 消防施設	可搬消防ポンプ B3級 10台	町	
		耐震性貯水槽整備 2基	町	
		公設消防車 1台	町	
		消火栓 5基	町	
	(7) 過疎地域自立 促進特別事業	賃貸住宅建設促進事業 (不足する住宅確保を行い、集落の維持を図るため、賃貸住宅を整備する者が建設資金の借入れを行う際の利子助成を行うことで建設を促す)	町	
		集会所等の整備助成 (地域の防災拠点となる集会所・消防施設等の整備・改修を支援することにより、地域の防災力の向上を図る)	町	
		住宅改修助成 (住宅改修費の一部に助成し住宅環境を改善することで、空き家・廃屋を未然に防ぐと共に、空き家の撤去を行い安心安全な景観をつくる)	町	
		簡易水道施設管理システム導入事業 (公営企業会計システムを導入し、経済性の発揮と公共の福祉の増進を図る)	町	

		簡易水道施設監視システム導入事業 (現在人海戦術で行っている施設の監視をICT化し、省力化を図る)	町	
		公営企業会計法適用化事業 (公営企業会計の導入に向け、現在有する資産等を正確に把握する)	町	
		農業集落排水処理施設管理システム導入事業 (公営企業会計システムを導入し、経済性の発揮と公共の福祉の増進を図る)	町	
		農業集落排水処理施設監視システム導入事業 (現在人海戦術で行っている施設の監視をICT化し、省力化を図る)	町	
		公営企業会計法適用化事業 (公営企業会計の導入に向け、現在有する資産等を正確に把握する)	町	

5. 高齢者等の保健・福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

① 高齢者福祉

町の総人口は、毎年減少の一途にあります。65歳以上の人口は、住民基本台帳によると、平成26年8月末の2,462人をピークに減少に転じており、平成26年度末で2,436人となり、高齢化率は47.1%と上昇しました。75歳以上人口も平成23年度以降減少に転じています。今後は、65歳以上人口、75歳以上人口とも減少の見込みですが、85歳以上人口については(平成26年度末634人)、平成32年ごろまでは増加する予測です(平成32年度末推計770人)。

平成17年度と平成22年度の国勢調査を比較すると、65歳以上がいる高齢者世帯は1,716世帯(一般世帯の78.2%)から1,636世帯(同78.1%)とやや減少し、高齢者夫婦のみの世帯は465世帯(一般世帯の21.2%)から421世帯(同20.1%)とやや減少、高齢者単独世帯は375世帯(一般世帯の17.1%)から417世帯(同19.9%)と増加しています。世帯数が減少する中、1人暮らし高齢者は増加しており、高齢者の孤独化が一段と進行し、家族介護力はいっそう低下してきています。

平成12年度から介護保険法が施行され、本町も介護保険者あるいは介護サービス提供事業者として着実に対応を行ってきました。介護事業への民間参入がほとんどみられない中であって、平成12年度には日南病院に一部介護型の療養型病床群を併設しました。また、平成16年には社会福祉法人日南福祉会が設立され、平成17年に県立特別養護老人ホームを移転新設した介護老人福祉施設「あかねの郷」とともに、町内の居宅介護サービス施設を指定管理により運営しています。また、認知症の介護に対応したグループホーム「虹の郷」2ユニット(定員18人)を日南福祉会により建設、平成20年度から運営を開始し、また平成22年度には、グループホーム「あさひの郷」2ユニット(定員18人)を町が整備し、急激に進む高齢化に対応できる体制を整備してきました。さらに平成22年には、あかねの郷短期入所生活介護を9床増床して19床とし、介護サービス提供体制を強化しました。

課題としては、設備・備品等について開設以降の経年劣化のため、修繕や更新が必要となっています。

また、全国的に介護職員の不足が課題となっている昨今、本町においても介護・看護職員の不足が深

刻化しています。短期入所受入れ人数を減らす、デイサービスセンターを1箇所休止する、グループホームを1ユニット休止するなど、介護職員が不足する中、町民に必要なサービスを切れ目なく提供するために、様々な工夫をして対応していますが、介護人材の養成と確保が、喫緊の課題となっています。

今後は、平成27年3月に策定した「第6期老人福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者の保健福祉医療サービスの充実に努めるとともに、介護人材確保に努める必要があります。本町では、新しい総合事業に県下で唯一平成27度から取り組み、高齢者の介護予防と日常生活支援、地域での支え愛の仕組みづくりに努力をしているところです。

第6期計画で重点的に取り組む課題は、次の8項目です。

- ・地域包括ケアシステムの構築・充実
- ・支え愛ネットワーク構築事業の推進
- ・新しい介護予防・日常生活支援事業の円滑な実施
- ・認知症施策の推進
- ・在宅医療と介護の連携
- ・高齢者の権利と尊厳の確保（権利擁護事業の推進）
- ・健康づくり、介護予防、生きがいくりの推進
- ・暮らし続けられる高齢者の住まい（サービス付き高齢者住宅等）の整備

② 障がい者福祉

障がい者福祉においては、平成26年度に「日南町障がい者プラン（第4期日南町障がい者計画・第4期日南町障がい福祉計画）」を策定しました。この計画に基づき、住み慣れた地域で、自立して社会参加を図ることができるように、施策を推進しています。課題としては、相談支援体制の充実、就労や社会参加ができるよう事業所の整備や充実が必要です。特に家族の高齢化や一人暮らしの障がい者の増加に伴い、障がい者のためのグループホームの設置が課題となっており、整備が急がれます。さらに、地域の人々の理解を深め交流を広げるために、あいサポート運動を継続して推し進める必要があります。

③ 子育て支援

本町の児童の状況については、近年10年間（平成17年から26年）の推移をみると、合計特殊出生率（15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に産む子供の数に相当する）は、単年で見ると全国や県を上回っていますが、出生数は17人から32人の間を推移しており、平均24人となっています。

このような状況下、町では子育て支援を重点施策として、従来の施策に加え「日南町こどもゆめ基金」を活用した施策を充実し、高校生までの医療費助成等により子育て環境の整備をするとともに、保育料の減免制度、子育て支援センターの新築・充実、事業所内保育の充実などに取り組んできました。

今後は、「日南町子ども・子育て支援事業計画」と「まち・ひと・しごと創生日南町人口ビジョン・総合戦略」に基づき、相談機能の充実、小児科医師診療日の増加、ワークライフバランスを考慮した子育て支援策の充実等が求められています。

④ 幼児教育

幼児教育においては、平成26年度からは本園と2分園による3園体制の中、3歳未満児の保育の充実に取り組むとともに待機児童解消や、安心して子育てができるよう入所年齢の低年齢化への対応、子育ての相談など支援センター的な役割も担っています。又、発達気になる子どもへの支援担当保育士を配置するなど専門性を活かした保育や保護者への支援を行っています。

平成21年の小学校統合に合わせ「保・小・中一貫教育」として目標を同じくした取り組みを行って

ます。保育園も一緒になり、子ども一人ひとりが「ふるさとを愛し、生き抜く力」を備えた自立した社会人となれるよう、今後も家庭・地域も併せた連携が必要と考えます。

平成3年から8年にかけて建設されたにちなん保育園の各園舎は20年以上が経過し、改修や設備の更新が必要になっています。

(2) その対策

① 高齢者福祉

高齢化の進行により、一人暮らしの高齢者・高齢者のみの世帯が増加しており、今後、介護サービスへのニーズは増加すると思われます。サービスニーズを的確に捉えた介護サービス提供体制・介護予防体制・地域での支え愛体制の充実に取り組み、生き生きと安心して老後を過ごせるよう環境整備に努めます。特に経年劣化に伴う施設や設備等の更新が必要となっており、安心・安全な介護サービスが提供できるよう基盤整備に努めます。また、地域での生活が困難になった高齢者向けの賃貸住宅なども整備していきます。

このほか、介護系資格の取得を目指す学生に対して奨学金を貸与するなど、介護人材の育成・確保のための取組みを推進します。

② 障がい者福祉

障がい者支援のために、相談機能の充実、就労支援の充実、あいサポート運動の推進、グループホームの整備等を進めます。

③ 子育て支援

町の貴重な財産である子どもについて、安心して産み育てられる子育て環境の向上を目指し「日南町こどもゆめ基金」を活用した相談支援事業の充実を図ります。また、移住定住推進施策に伴い予測される新たな子育て支援ニーズにも対応できるよう、小児科医師の診療日の拡大をめざします。併せて、適切な医療受診行動を取ることができるよう家庭における看護力向上を目指した支援も展開します。その他、24時間保育の検討を進め、事業所内保育の充実、利用料のさらなる軽減等、子育て支援策を充実します。

④ 幼児教育

今後の幼児教育については、核家族化・保護者の就労形態の多様化等、保育環境の変化にともない、保育園を子育ての相談センターとして充実させるとともに、ふるさとを良く知り、愛着のもてる子どもに育つよう家庭・地域との連携や「保・小・中一貫教育」のさらなる強化を図ります。

また、豊かな心を育むよう、町の自然を十分に活かした特色ある保育を展開するとともに、野外保育の充実にも努め、心と身体の健全育成をめざします。

引き続き支援担当保育士を積極的に活用し、発達障がいを含む児童への早期対応に努め、他機関と連携をとりながら一人ひとりの発達を保障する保育、家庭支援を行います。

このほか、老朽化した保育施設の改修や設備の更新により、安心・安全な保育環境の構築に取り組んでいきます。

(3) 計 画

高齢者等の保健・福祉の向上及び増進について事業計画を次のとおり定めます。

事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内容	事業 主体	備考
4. 高齢者等の 保健及び福祉 の向上及び増 進	(1) 高齢者福祉施設 その他	特別養護老人ホームデイサービス センター特殊介護浴槽購入	町	
		高齢者福祉施設の改修	町	
		高齢者福祉施設の設備機器更新	町	
		デイサービスセンターの整備	町	
		高齢者生活福祉 センター	高齢者生活福祉センターの改修	町
	老人ホーム	サービス付き高齢者住宅の整備	民間	
	(3) 児童福祉施設 保育所	保育施設の改修・更新	町	
	(8) 過疎地域自立 促進特別事業	ワークライフバランス支援 (子どもの見守りを行うことで、仕事 と家庭のバランスを保ち、子育てし やすい環境を目指す)	町	
		介護福祉人材育成奨学金制度 (介護人材の育成・確保を目的に、 介護系資格の取得を目指す学生に 対し、奨学金を貸与する。卒業後、 一定の条件を満たした場合、返還を 免除する)	町	
		家庭看護力の向上(診療に携わる 小児科医師より、子どもの急変時等 の対処法を直接聴き、保護者及び 家族の家庭看護力を向上させ、不 安軽減を図るとともに適切な医療受 診行動を取れるように支援する)	町	

6. 医療の確保

(1) 現況と問題点

本町の医療体制は、町立日南病院が地域医療の中核を担うほか、個人医院1院、個人歯科医院1院があります。日南病院は現在、内科、外科、小児科、眼科、耳鼻咽喉科、整形外科、皮膚科の7科体制、一般病床59床、療養病床40床（うち医療9、介護31）で運営しています。「町は大きなホスピタル」を院是に掲げ在宅医療を柱に地域医療を展開しており、住民生活になくしてはならない役割を担っています。

平成17年度からの地方公営企業法全部適用による管理者の設置、さらに平成20年度の第1期「日南町病院事業改革プラン」に続き、地域医療構想に基づいた「新日南町病院事業改革プラン」を策定し、より効率的な運営を目指しています。

町内の個人医院医師の高齢化も進んでおり、日南病院の役割は今後更に重要となる中、医師や看護師をはじめとした医療スタッフの確保が大きな課題となっています。また、更新の必要な医療機器の整備や設備の改修も進めていく必要があります。

(2) その対策

医療スタッフの確保対策として、医師住宅、職員住宅の整備、改修を行い、職員の勤務環境の向上を図ります。また、看護師、薬剤師等資格職を目指す者の育成のため貸付事業を継続するとともに就職支度金制度、インターネットを利用したより積極的な情報発信により医師、看護師等医療スタッフ確保のための取組みを推進します。積極的な臨床研修医の受入による日南病院での地域医療の理解を深め、総合医の養成さらに日南病院への魅力度を増加させるように努めます。

また、地域医療の中核を担う病院として、施設の改修や高度医療に対応できる医療機器の整備に努め、電子カルテの連携活用なども検討しながら、過疎地域の課題である距離、時間を克服するための対策を推進します。

(3) 計 画

医療の確保について事業計画を次のとおり定めます。

事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内容	事業 主体	備考
5. 医療の確保	(1) 診療施設 病院	病院施設の改修等	町	
		医療機器等整備	町	
		医師住宅、職員住宅の整備改修	町	
	(3) 過疎地域自立 促進特別事業	医療技術職員資格取得資金貸付事業 (将来町立病院の看護師を目指す 人に資格取得に要する経費の貸付 支援を行い、取得後採用した場合 には返済を免除する)	町	

		職員就職支度金貸付事業 (医療スタッフ確保のために、就職の際に必要な経費等を支度金として貸し付ける)	町	
		医療職員確保のための情報発信委託事業 (医療系専門職求人サイトを利用した情報発信により、医療スタッフの確保を図る)	町	
		過疎地の勤務医論文検索システム対策 (医師の医療研究のためのインターネットによる学術論文検索サービスを提供するための経費)	町	
		過疎地の勤務医研修支援事業 (特に若手医師の研究派遣によるモチベーションの確保対策)	町	

7. 教育の振興

(1) 現況と問題点

① 学校教育

平成21年度の小学校統合以降、校訓、学校教育目標、めざす子ども像を小中学校で共有しながら、保育園と小学校との接続も含め、「保・小・中一貫教育」を進めてきました。平成27年度からは、教育課程特例校の指定を受け、小中学校9年間を見通した新教科「ともいき科」を設置し、本町独自の一貫教育に取り組み始めたところです。

現在、本町学校教育の大きな課題は、「学力向上」であり、その基盤となる「自己効力」「自尊感情」の育成が重要です。小中学校では、「知識構成型ジグソー法」による授業改善を進めるとともに、「自己効力測定尺度」を活用した自己肯定感の育成など、学習意欲の向上を図っています。長期休業中の「サマースクール」「ウィンタースクール」や平成26年度以降実施している土曜日等を活用した授業「にちなんサポート」を実施し、子どもたちの自主的な学習を支援しています。

学習環境の面では、普通教室に電子黒板、小学4年生以上の全児童生徒にタブレット端末を導入し、より効果的効率的な学習を支援するためのICT教育の充実を図っています。

子どもたちを取り巻く環境が複雑化しており、支援の必要な児童生徒が増えています。そのため、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、家庭教育推進員を配置し、各関係機関と連携しながら、子どもたちの支援を進めています。また、統合以降各地域と子どもたちの繋がりが希薄になりつつあります。学校教育においても地域の力、人材を活用した教育が必要不可欠であり、現在学校支援コーディネーターを配置し、学校支援ボランティアの活用を進めています。さらに平成27年度より学校教育推進協議会を設置し、地域や家庭と連携した教育活動の充実を図っています。

施設面においては、「日南町中心地域整備構想」に基づく「町の教育拠点エリア」として、構想に沿った施設整備等の取組みが必要となっています。

② 社会教育

(ア) 社会教育・文化振興

従来、町内では様々な趣味や文化的な分野の団体などからなる日南町文化協会、高齢者を対象とした人生学園などを中心に自主的な活動が展開されてきました。しかし、構成員の人数減少と高齢化により活動を縮小せざるを得ない状況も生じている現状の中、活動団体やサークルなど連携しながら活動をしています。

また、社会教育・文化振興の拠点として総合文化センターを中核に、平成18年度からは地域の生涯学習の拠点として地域のまちづくり協議会が中心となり、住民が主体となって地域の学習活動を進めてきました。しかし、組織の拡大と複雑化の中で、地域で学習を進めている小グループなどへの支援が行き届かない状況も生じています。従来、公民館が担ってきたような文化活動・学習活動への支援及び団体、個人を相互に結び付け、地域の活性化を図ることが求められています。美術館、図書館、郷土資料館、人権教育施設などを活用して社会教育並びに文化行政を推進しています。

また、未来を担う青少年や女性の活躍の場を広げるため、それぞれの課題に応じた学習を実践していくことが求められています。今後、地域に有する施設の活用や支援体制を整えるなど、社会教育の拠点として地域と行政が連携した活用を推進していく必要があります。

(イ) 体育振興

スポーツの拠点としては、総合運動場、屋内体育館、武道館、テニスコートが集まった総合運動公園を整備し、小・中学校との併用により活用されているほか、地域における日常的なスポーツ活動は、「まなび宿」と位置づけた旧小学校施設やふるさと日南邑・ゆきんこ村等による体育施設を利用するのが一般的です。スポーツ活動については、体育協会、スポーツ少年団、スポーツクラブ等が中心となり活動していますが、人口減少、少子・高齢化が進んでおり、組織の縮小・高齢化が課題となっています。今後は体力づくりと健康を視点とした活動として、体育団体だけでなく学校や地域、行政が連携し、だれもがいつでも・どこでも・いつまでも気軽にスポーツを楽しめる活動を推進していく必要があります。

(2) その対策

① 学校教育

最も重要な課題である学力向上の取り組みを推進するため、児童生徒の課題を焦点化しながら、保育園との連携も含め、子どもたちの成長の系統性を重視した教育活動の充実を図ります。特に、これまで取り組んできたアクティブラーニングの一手法である知識構成型ジグソー法による授業改善やICT機器を活用した主体的な学びを推進し、確かな学力の定着を図ります。英語教育においては、グローバル化する社会に対応するため、海外派遣事業など、国際交流を通じて英語に対する興味関心を高め、国際感覚と英語でのコミュニケーション力の育成も図ります。

また、学校・家庭・地域や各関係機関と連携しながら、様々な学習機会を提供するとともに、豊かな地域資源や人材を活用した「学びの基礎力」と「生き抜く力」の育成に努めます。

さらに、中心地域整備構想に基づいた「教育の拠点」エリアとして、老朽化した施設・設備の更新、通学路の安全対策や教育施設としても利用している社会体育館の改修等、安心・安全な学習環境の構築について取り組んでいきます。

② 社会教育

(ア) 社会教育・文化振興

全町一体として、行政、各種団体及び学校と連携を図りながら、課題に応じた学習活動を提供し、実践することに努めます。

未来を担う青少年の育成については、体験活動などの機会を充実させ、地域を担う心豊かな子どもを

育むとともに、自然や環境に関する学習機会の拡充に取り組み、実践活動へ結びつけ、体験活動や実践活動の支援などを通じて、地域で活躍する人材の育成に努めます。

地域においては、まちづくり協議会を主体としたそれぞれ特色ある地域の社会教育や地域で学習を進めているグループなどへの支援を推進するため、行政との連携の中で更なる推進や支援を図ります。

(イ) 体育振興

スポーツの拠点としての総合運動場は、学校教育施設と併用していますが、今後「教育の拠点」エリアとしてより活用が進むよう必要な整備を推進します。具体的には、総合運動場のナイター照明の改修や社会体育館等体育施設の耐震補強を目的とした施設の改修、テニスコートの駐車場等の整備を行い、施設の利用促進や有効活用を図るとともに誰もが気軽にスポーツに親しむために幅広いスポーツ活動の振興を図ります。

(3) 計 画

教育の振興について事業計画を次のとおり定めます。

事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内容	事業 主体	備考	
6. 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	老朽化施設の改修	町		
		教職員住宅	教員住宅整備改修	町	
		屋内運動場	照明機器等改修	町	
			衛生設備改修	町	
	(3)集会施設、体育施設 等	集会施設	地域振興・活性化センター・まなび宿等整備・改修	町	
		体育施設	社会体育館整備	町	
			テニスコート整備	町	
			総合グラウンド夜間照明改修	町	

(4) 過疎地域自立 促進特別事業	学校や家庭における教育支援 (指導補助者の配置や教員県研 修会等を実施し、地域全体で教育 を支えるまちづくりを目指す)	町	
	国際交流事業 (海外派遣事業など国際交流を通 じて英語に対する興味関心を高 め、国際感覚と英語でのコミュニケ ーション力の育成を図る)	町	
	ICT教育の充実 (ICT機器の導入・更新およびデジ タル教材の作成など、ICT教育の 推進により効果的効率的な学習を 支援する)	町	

8. 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

総合文化センターを文化芸術の拠点施設として文化振興を積極的に推進し、併せて住民が優れた音楽や芸能を享受できる機会を提供してきています。平成17年度からは指定管理者制度を導入し、民間の柔軟な発想のもと、より住民目線での活動を展開してきました。伝統芸能、文芸、歴史、音楽、舞踊、書道、陶芸等様々な活動があり、ふる里まつりや日南文化展で作品や日頃の成果の発表等を行っています。各地域で守り育まれてきた地域の歴史や文化を再認識し、保存・継承する活動が、地域のまちづくり協議会や文化活動団体等から芽生えてきつつある一方で、高齢化により裾野を広げ若い世代を取り入れる必要性もあり、今後、地域と連携・協働しながら住む人が誇りと愛着を持てる文化環境づくりを進める必要があります。

郷土資料館においては、収蔵庫として町内の歴史的資料を収集・整備していますが、施設は旧小学校を使用しているため、老朽化が進んでおり施設整備等への取り組みが必要となっています。

また、図書館においては、調査研究や問題解決のための資料・情報提供の場としての機能を担っており、読書活動の推進や地域の民話伝承活動を行っています。美術館においては、幅広く日南町の文化・芸術の発掘に取り組んできました。郷土にゆかりのある芸術家の作品展や収集、株式会社サクラクレパスの創始者である佐武林蔵氏の出身地としてクレパスに特化した作品展や講演会、展覧会やクレパス画教室などの開催、小早川秋聲などの作品収集と展示など各種展覧会を随時開催しています。今後更に、住民のニーズや地域に根ざした取り組みに耳を傾け、より身近な文化芸術活動の拠点となるための更なる取り組みが求められています。

(2) その対策

引き続き積極的な情報発信や地域の文化振興に取り組むとともに、文化活動の指導者養成を図り、各種団体の支援や運営補助を行います。また、地域に残された貴重な伝統文化、歴史、芸能の保存振興など地域文化の所蔵、管理、保存や活用に対して、郷土資料館の整備や歴史的・文化的資源の保存・継承を進め、地域と連携をとりながら取り組みの推進及び支援を行います。郷土資料館は、施設老朽のため便所等水回りの修繕改修を進めていきます。

図書館については、単に図書館資料を収集・整理・提供することにとどまらず、情報拠点としての役割を広く周知し、一層の活動展開を図る必要があります。美術館については、町民の文化・芸術面にお

ける興味関心やニーズを把握しながら、更なる親しみがあり文化・芸術の拠点として充実した活動を行います。

また、総合文化センターを「公共サービスと文化芸術の拠点」と位置づけた情報発信機能の充実や憩いの空間としての施設の改修や設備の更新も含め、町民の利用促進を進めていきます。

(3) 計 画

地域文化の振興等について事業計画を次のとおり定めます。

事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内 容	事業 主 体	備考
7. 地域文化の 振興等	(2) 過疎地域自立 促進特別事業	文化団体活動助成 (サークル活動等を支援すること で、文化の振興、社会教育の推進 を図る)	町	
		特色ある地域活動助成 (地域まちづくり協議会等が地域の 特性を活かした活動を推進すること に対し助成する)	町	
	(3) その他	文化センター設備等改修工事	町	
		郷土資料館の整備・改修	町	
		文化センター舞台装置更新	町	

9. 集落の整備

(1) 現況と問題点

少子高齢化、生活様式の多様化に伴い自治会機能が低下し、維持が困難となった地域の自治組織の改変を行うため、平成 18 年度に全町 7 つの地域にそれぞれ「まちづくり協議会」が設立されました。

地域の活力を集中させ、地域の課題に住民が主体的に取り組むまちづくり協議会では、地域資源を活用したコミュニティビジネスや観光等、地域ごとに新たな活動が進められています。しかし、それらの活動は一地域に留まっているものも多く、広域に繋ぎ広げ循環していく仕組みづくりが重要課題となっています。

また、住民自身がその活動を理解し自分の事として取り組み、自助、共助、公助により、見守り居場所づくり等による高齢者の安心・安全な生活維持など、持続可能な地域づくりを進めることも急務となっています。

少子高齢化に伴う人口減少により、これまでの生活環境を維持することができなくなっています。住民が誇りをもって安心して暮らし続けるために、住民ニーズの町政への反映は重要ではありますが、地理的条件、財政的、人口規模の面からも町全体を均一に発展させることは困難であるため、町の総合戦略に基づき、施策の選択と集中を図り再構築することが必要となってきました。

(2) その対策

コミュニティの核であるまちづくり協議会との協働、連携、支援を図り10年が経過しました。住民のニーズも複雑多様化、高度化している中、今後も地域コミュニティの維持発展の充実のために、地域担当職員制度や一括交付金制度、集落支援員の配置、充実等支援体制を強化して取り組んでいきます。併せて、地域の活動等、日南町の魅力を伝える情報を共有し、移住定住施策の促進や、日南の魅力を若者等へ広く強く発信していきます。

また、地域の存続に大きく影響する町のランドデザインである新設「道の駅」を核とした「コンパクトヴィレッジ」を整備し、重層的な世代間、地域間の連携を図り新しい地域づくりを創出していきます。

(3) 計 画

集落の整備について事業計画を次のとおり定めます。

事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内 容	事業 主 体	備考
8. 集落の整備	(1)過疎地域集落 再編整備	過疎地域定住対策敷地造成等 (宅地造成、住宅整備等)	町	
	(2) 過疎地域自立 促進特別事業	集落支援員の設置(まちづくり協議 会の充実含む) (集落の維持のために行うさまざま な話し合い活動を行うための支援 員を各地域に確保する)	町	
		まちづくり協議会への集落維持・活 性化支援助成	町	
		若者の結婚・定住の促進 (婚活イベント等を開催し若者同士 の交流や地域の活性化を目指す)	町	

		中心地ゾーン現地測量等事業 (中心地域整備構想に基づき、対象地域の測量調査等を実施する)	町	
		新卒者等地域就業支援事業 (新卒者等が町内企業に就職した際に助成することで、雇用の創出、定住促進を図る)	町	
		空き家・廃屋対策事業(家屋撤去等を援助することにより、空き家・廃屋の適切な管理を促し、地域の生活環境の保全を図る)	町	

10. その他地域の自立促進に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

① 健全な財政運営

小泉内閣の三位一体改革にあわせて、「中央から地方へ」の流れが進められる中で、全国の市町村においていわゆる「平成の大合併」が進みましたが、本町では平成15年2月に当面単独自立の方針が決められました。「地財ショック」による地方財政に危機感が高まる中、継続的な自治体財政の維持のために自治体における更なる行財政改革を推進し、「行革基本方針」に基づき平成18年度までを重点期間として集中的に行財政改革に取り組み、現在もその取り組みを継続しています。

継続した行財政改革へ取り組む一方で、「日南町人口ビジョン・総合戦略」及び「日南町中心地域整備構想」を策定し、道の駅「にちなん 日野川の郷」の整備、子育て環境の充実、定住促進団地の整備など日南町へ移・職・住を促進する取り組みを行っています。

平成19年度に施行された「財政健全化法」により、平成20年度からの決算に基づき財政上の指標を公表することになりました。本町は行財政改革等の取り組みにより、健全な財政状況となっています。しかし、財政力指数は極めて低く、歳入基盤の脆弱さは変わっていません。

② 住民参画のまちづくり等

集落の維持活性化活動を展開するまちづくり協議会等の組織を中心に、住民参画のまちづくりに取り組んでいますが、歯止めがかからない少子高齢化の中、地域を担う力は弱体化してきています。活動を先導するメンバーの固定化や、参画住民の減少等要因は様々ありますが、安心・安全な暮らしができる町、住民が誇りをもって取り組むまちづくりをいっそう推進していくことが求められています。

③ 自然エネルギー

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故を機に、日本のこれからのエネルギー利用、エネルギー政策の在り方について、国民の関心が高まる中、本町では、平成23年12月、日南町再生可能エネルギー利用促進条例を制定しました。

町では、この条例の理念と平成14年度に策定した「日南町地域新エネルギービジョン」に基づき、平成24年12月、廃校となった石見東小学校の跡地に、出力0.34メガワットの石見東太陽光発電所を建設しました。その一方で、民間事業者による太陽光発電所の建設計画は、中国電力(株)の系統連系の空き容量の不足のため撤回となり、再生エネルギーの制度設計当時から言われていたへき地の送受電網整備の遅れが、本町でも露呈することとなりました。

現在、本町では、新日野上発電所、新石見小水力発電所、石見東太陽光発電所、以上3基の再生エネルギー発電施設が稼働しています。これら3基の施設の総発電量は、町内の一般家庭の消費電力の約50%をまかなっていることとなります。

日南町の広大な森林、農地、豊富な水は、町固有の貴重な資源です。そんな町の資源を活かしたバイオマス、太陽光、水力といった再生可能エネルギー事業を推進し、安心・安全な農林生産物の生産地として、地域経済の進展を図っていく必要があります。とりわけ、町土の9割を占める森林が保有する木質バイオマスエネルギーは、そのシステム選定によっては、エネルギー需給量に止まることなく、地域経済の再構築・活性化、地域雇用の増加へと展開していく要素を多分に含んでいます。豊かな自然環境を活かし、地域特性に合った木質バイオマスエネルギーの積極的な導入が望まれます。

(2) その対策

① 健全な財政運営

平成24年政権交代により、「地方創生」の名のもと引き続き地方分権への流れは進行しています。当初、平成28年3月末をもって期限切れとなる予定であった過疎地域自立促進特別措置法も東日本大震災により平成33年3月末まで暫定的に延長されることが決まり、改正過疎法に基づく過疎債の対策事業もソフト事業にも拡大されるなど地域のニーズに沿った支援も考慮されています。今後、各地域の工夫と地域の責任で自らの地域の継続と活性化を図っていくことが求められる時代となります。先行投資した既存施設等を効率的に活用し、住民との連携や役割分担の上で地域のニーズにあったソフト事業も含めた施策を、ポイントを絞り重点的に行っていきます。今後は、これまでの投資事業の成長を促す仕組みづくりを進めるとともに、既存の施設の有効活用を充分に図りながら、特に町内経済の活性化に繋がる重点的な先行投資にも取り組んでいく必要があります。

平成29年度決算からは、「統一基準による地方公会計制度」に基づき財務諸表の作成と公表が義務づけられることとなります。「財政健全化指標」とあわせ、住民への財政状況の積極的な情報公開に努めます。

② 住民参画のまちづくり等

日南町に暮らす人が誇りを持って生活し、子ども達が将来このふる里で生きていきたいと感じられるようなまちづくりを進める中で、現在暮らしている人の満足だけでなく町外の人からも選ばれる町となる取組みの実践に努めなければなりません。

移住定住希望の方等町外の人にも、効果的に魅力を伝え、まちづくり協議会の取り組みとも合わせ、町全体を巻き込んで活性化に繋げていきます。その中で特に、核となる「人」の育成にも力を入れ、人と人とのコミュニケーションが住民の楽しみを生み、自主的に動く原動力をも引き出す活動を推進していきます。

③ 自然エネルギー

本町のエネルギー消費の特徴は、地場産業の停滞により、運輸部門が全体の約50%を占めています。産業部門がこれに続きますが、家庭部門とほぼ同程度の20%と小さく、そのエネルギー消費の約半分を軽油に頼っています。つまり、町内運輸、産業部門の燃料の非化石エネルギーへの転換は、大きな課題と言えますが、残念ながら、町のとりうる手段は限られています。これに対し、家庭部門の約60%は灯油であり、主に暖房用の低熱利用に向けられています。加えて、電力による暖房利用も多いと推測す

ることができますので、これらの熱需用を地域新エネルギーで代替できるならば、地球環境にとっても、地域の自立にとっても望ましく、また、町としても一定の対応が可能と考えられます。

本町における木質バイオマス利用の意義は、賦存状況が最大とされるというだけでなく、町の基幹産業である木材業、林業の再生にあります。ダイオキシン規制による廃材処理費用の抑制、国際標準になりつつある乾燥製材品の製造力強化、また、森林育成に不可欠な間伐材の利用先確保など、林業関係者の期待も高まっています。

これまで、木質バイオマスの実用化は、設備機器の導入コストや少量で分散している林地残材の収集・運搬費用が嵩み、採算が見込めないため、これまで注目されてきませんでした。しかし、近年、廉価な小型燃焼機などの研究、開発が急ピッチで進み、公共施設はもちろんのこと、町内一般家庭の小規模分散的な熱需用に対する熱供給、燃料供給システム構築の検討は、町内の新たな起業意識の誘発に繋がっていくものと考えます。

具体的には、化石燃料消費量の現状と今後のエネルギー需要、そして、発電併設の適否を検討し、ペレット又は木材チップ等を燃料とする最適なボイラー設備等の導入効果を分析します。また、限りある資源を有効に使い負荷の少ない環境づくりを進め、日頃の日常生活や事業活動を見直して、藁や炭などの代替エネルギーの利活用を図ります。そして、豊かな自然環境を活かし、地域特性に合った自然エネルギーの積極的導入について、小水力・木質バイオマス・太陽光エネルギーを中心に数値目標を掲げて推進します。

(3) 計 画

その他地域の自立促進に関し必要な事項について事業計画を次のとおり定めます。

事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内 容	事業 主 体	備考
9. その他地域の自立促進に関し必要な事項	(1)過疎地域自立促進特別事業	家庭用発電設備等導入促進助成 (自然エネルギーの利活用の促進を図りCO2削減に努める)	町	
		木質バイオマス発電事業助成(木質バイオマス発電事業を行う企業誘致を助成することにより、森林資源の活用した地場産業の育成、自然エネルギーの利用によるCO2削減を図る)	町	
		土地・家屋台帳履歴管理システム導入事業 (現在紙ベースで管理されているものを電子化することにより、利便性の向上及び省力化を図る)	町	
		LED等防犯灯の設置助成 (地域の安心・安全や省エネルギー化を図る)	町	
		住民参画協議会の実施 (移住者を中心に自由な発想・行動	町	

		力を発揮できる仕組みを構築し、地域の活性化などの課題解決を図る)		
(2)自然エネルギーを利用するための施設・整備		木質バイオマスエネ利用設備	町	
		新石見小水力発電所導水路改修	町	
		高齢者福祉施設太陽光発電設備整備	町	

(添付)

事業計画（平成28年度～32年度） 過疎地域自立促進特別事業分

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内容	事業 主体	備考
1. 産業の振興	(9) 過疎地域自立 促進特別事業	新規就農者ハウス等整備助成 (就農の際の初期投資にかかるハウス等整備に対する助成を行う)	町	
		トマトハウス団地造成事業 (ハウス団地の整備を支援することによって、地域における農業の生産額拡大や担い手の育成を図る)	町	
		企業支援対策(補助交付、貸付金、機器リース助成) (企業等の誘致や新たな起業の活性化を図るため、助成金や貸付け等を行う)	町	
		観光ガイドボランティア育成への支援等(観光ガイドボランティアを育成、活用し町の交流人口拡大を図る)	町	
		観光ガイドブックの作成 (町の紹介冊子等を作成し、観光客誘致と情報発信を図る)	町	
		原木価格安定対策事業 (木材加工流通業者の仕入れ価格を軽減することで、林業関係者の経営安定を図る)	町	
		担い手集積助成事業 (担い手農家への農地集積を促進し、遊休農地の減少と特定農業団体の育成を図る)	町	
		農業者支援補助事業 (農機具等の導入費に対し一部助成)	町	

		を行うことで、農業者の生産意欲拡大を図る)		
		山林情報バンク事業委託 (山林・林業情報を管理し、町外在住の山林所有者に適正な情報の提供を図る)	町	
		野菜等振興補助 (農産物の産地として更なる発展のため、生産者に対して種苗代等を助成し農業の振興を図る)	町	
		特産品ブランド化事業 (現在の特産品である一次産品から新たな日南ブランドの特産品を作り販売することによって、農業を含めた産業の振興を図る)	町	

		トマト選果場利用促進事業 (出荷者に対し選果場利用料の一部を補助することによって、利用と供給量の増加を促し農業の振興に繋げる)	町	
		簡易水道原水等のペットボトル化 (地域の産業資源を活かした商品開発により産業の振興を図る)	町	
		産業遺産の活用に向けた学術調査事業(産業遺産による観光振興に向けて学術的価値・保存の方法等を調査する)	町	
		町産米検査料助成事業 (町内産の新米検査に対して助成することで、生産意欲の向上を図る)	町	
		雌牛導入奨励事業 (和牛畜産農家が繁殖雌牛を導入する際、その導入金額の一部を助成することにより、畜産農家の意欲・所得の向上及び畜産の振興を図る)	町	
		ワークライフバランス推進事業 (仕事と生活の調和を目指した取組みを支援し、人手不足の解消を図る)	町	
2. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(11) 過疎地域自立促進特別事業	災害時緊急情報システム導入 (災害情報等をケーブルテレビなどに表示するためのシステムを導入し住民の安全を図る)	町	
		タクシー利用助成 (町単独で実施するタクシー利用助成を行い、地域交通の確保を図る)	町	
		県境を跨いだ広域バス運行への補助 (バス路線への運行助成を行い、地域交通の確保を図る)	町	

		日南町いきいき定住促進条例に基づいた交付金事業 (人口増加・定住を促進するために設置した同条例に基づき、条件を満たした移住・定住者に結婚祝い金・定住奨励金・住宅改修補助金を交付する)	町	
3. 生活環境の整備	(7) 過疎地域自立促進特別事業	賃貸住宅建設促進事業 (不足する住宅確保を行い、集落の維持を図るため、賃貸住宅を整備する者が建設資金の借入れを行う際の利子助成を行うことで建設を促す)	町	
		集会所等の整備助成 (地域の防災拠点となる集会所・消防施設等の整備・改修を支援することにより、地域の防災力の向上を図る)	町	
		住宅改修助成 (住宅改修費の一部に助成し住宅環境を改善することで、空き家・廃屋を未然に防ぐと共に、空き家の撤去を行い安心安全な景観をつくる)	町	
		簡易水道施設管理システム導入事業 (公営企業会計システムを導入し、経済性の発揮と公共の福祉の増進を図る)	町	
		簡易水道施設監視システム導入事業 (現在人海戦術で行っている施設の監視をICT化し、省力化を図る)	町	
		公営企業会計法適用化事業 (公営企業会計の導入に向け、現在有する資産等を正確に把握する)	町	
		農業集落排水処理施設管理システム導入事業 (公営企業会計システムを導入し、経済性の発揮と公共の福祉の増進を図る)	町	
		農業集落排水処理施設監視システム導入事業 (現在人海戦術で行っている施設の監視をICT化し、省力化を図る)	町	
		公営企業会計法適用化事業 (公営企業会計の導入に向け、現在有する資産等を正確に把握する)	町	
4. 高齢者等の保健・福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域自立促進特別事業	ワークライフバランス支援 (子どもの見守りを行うことで、仕事と家庭のバランスを保ち、子育てしやすい環境を目指す)	町	
		介護福祉人材育成奨学金制度 (介護人材の育成・確保を目的に、介護系資格の取得を目指す学生に対し、奨学金を貸与する。卒業後、一定	町	

		の条件を満たした場合、返還を免除する)		
		家庭看護力の向上(診療に携わる小児科医師より、子どもの急変時等の対処法を直接聴き、保護者及び家族の家庭看護力を向上させ、不安軽減を図るとともに適切な医療受診行動を取れるように支援する)	町	
5. 医療の確保	(3) 過疎地域自立促進特別事業	医療技術職員資格取得資金貸付事業 (将来町立病院の看護師を目指す人に資格取得に要する経費の貸付支援を行い、取得後採用した場合には返済を免除する)	町	
		職員就職支度金貸付事業 (医療スタッフ確保のために、就職の際に必要な経費等を支度金として貸し付ける)	町	
		医療職員確保のための情報発信委託事業 (医療系専門職求人サイトを利用した情報発信により、医療スタッフの確保を図る)	町	
		過疎地の勤務医論文検索システム対策 (医師の医療研究のためのインターネットによる学術論文検索サービスを提供するための経費)	町	
		過疎地の勤務医研修支援事業 (特に若手医師の研究派遣によるモチベーションの確保対策)	町	
6. 教育の振興	(4) 過疎地域自立促進特別事業	学校や家庭における教育支援 (指導補助者の配置や教員県研修会等を実施し、地域全体で教育を支えるまちづくりを目指す)	町	
		国際交流事業 (海外派遣事業など国際交流を通じて英語に対する興味関心を高め、国際感覚と英語でのコミュニケーション力の育成を図る)	町	
		ICT教育の充実 (ICT機器の導入・更新およびデジタル教材の作成など、ICT教育の推進により効果的効率的な学習を支援する)	町	
7. 地域文化の振興等	(2) 過疎地域自立促進特別事業	文化団体活動助成 (サークル活動等を支援することで、文化の振興、社会教育の推進を図る)	町	
		特色ある地域活動助成 (地域まちづくり協議会等が地域の特性を活かした活動を推進することに対し助成する)	町	

8. 集落の整備	(2) 過疎地域自立 促進特別事業	集落支援員の設置(地域まちづくり協議会の充実含む) (集落の維持のために行うさまざまな話し合い活動を行うための支援員を各地域に確保する)	町	
		地域まちづくり協議会への集落維持・活性化支援助成 (地域まちづくり協議会の活動に対して支援を行い、地域の活性化を図る)	町	
		若者の結婚・定住の促進 (婚活イベント等を開催し若者同士の交流や地域の活性化を目指す)	町	
		中心地ゾーン現地測量等事業 (中心地域整備構想に基づき、対象地域の測量調査等を実施する)	町	
		新卒者等地域就業支援事業 (新卒者等が町内企業に就職した際に助成することで、雇用の創出、定住促進を図る)	町	
		空き家・廃屋対策事業 (家屋撤去等を援助することにより、空き家・廃屋の適切な管理を促し、地域の生活環境の保全を図る)	町	
9. その他地域の 自立促進に 関 し必要な事項	(1) 過疎地域自立 促進特別事業	家庭用発電設備等導入促進助成 (自然エネルギーの利活用の促進を図りCO2削減に努める)	町	
		木質バイオマス発電事業助成 (木質バイオマス発電事業を行う企業誘致を助成することにより、森林資源の活用した地場産業の育成、自然エネルギーの利用によるCO2削減を図る)	町	
		土地・家屋台帳履歴管理システム導入事業 (現在紙ベースで管理されているものを電子化することにより、利便性の向上及び省力化を図る)	町	
		LED等防犯灯の設置助成 (地域の安心・安全や省エネルギー化を図る)	町	
		住民参画協議会の実施 (移住者を中心に自由な発想・行動力を発揮できる仕組みを構築し、地域の活性化などの課題解決を図る)	町	

過疎地域自立促進市町村計画参考資料

1. 事業計画(平成28年度～32年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内容	事業 主体	変更後						備考	
				概算 事業費	年 度 別 区 分						
					28	29	30	31	32		
1. 産業の振興	(1) 基盤整備	農 業	しっかり守る農村基盤交付金	町	77,000	17,000	15,000	15,000	15,000	15,000	
			基盤整備事業負担金	県	2,100	2,100					
		林 業	公有林整備 (保育管理等)	町	272,000		68,000	68,000	68,000	68,000	
			町産材利用促進助成	町	5,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
			合板・製材生産性強化支援事業	町	83,400	83,400					
	(3) 経営近代化施設	農 業	農業機械導入補助	町	25,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	
		林 業	高性能林業機械導入補助	町	35,000			35,000			
	(7) 商業	共同利用施設 その他	中心地域整備事業 隣接地等整備	町	60,000		30,000	30,000			
	(8) 観光又はレク リエーション		観光・レクリエーション施設整備	町	18,300	9,100	2,300	2,300	2,300	2,300	
			歴史・産業遺産施設整備等	町	21,000		1,000	20,000			

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内容	事業 主体	変更後						備考
				概算 事業費	年 度 別 区 分					
					28	29	30	31	32	
	(9) 過疎地域自立 促進特別事業	新規就農者ハウス等整備助成 (就農の際の初期投資にかかる ハウス等整備に対する助成を行 う)	町	30,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	
		トマトハウス団地造成事業(ハウ ス団地の整備を支援することによ って、地域における農業の生 産額拡大や担い手の育成を図 る)	町	45,000	15,000	15,000	15,000			
		企業支援対策(補助交付、貸付 金、機器リース助成)(企業等の誘 致や新たな起業の活性化を図る ため、助成金や貸付け等を行う)	町	45,500	5,500	10,000	10,000	10,000	10,000	
		観光ガイドボランティア育成への 支援等(観光ガイドボランティア を育成、活用し町の交流人口拡 大を図る)	町	500	100	100	100	100	100	
		観光ガイドブックの作成(町の紹 介冊子等を作成し、観光客誘致 と情報発信を図る)	町	4,700	4,000	100	300	200	100	
		原木価格安定対策事業(木材加 工流通業者の仕入れ価格を軽 減することで、林業関係者の経 営安定を図る)	町	170,000	34,000	34,000	34,000	34,000	34,000	
		担い手集積助成事業(担い手農 家への農地集積を促進し、遊休 農地の減少と特定農業団体の 育成を図る)	町	24,400	4,400	5,000	5,000	5,000	5,000	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内容	事業 主体	変更後						備考
				概算 事業費	年 度 別 区 分					
					28	29	30	31	32	
		農業者支援補助事業(農機具等の導入費に対し一部助成を行うことで、農業者の生産意欲拡大を図る)	町	25,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	
		山林情報バンク事業委託(山林・林業情報を管理し、町外在住の山林所有者に適正な情報の提供を図り、適正な管理を実施する)	町	13,800	1,800	3,000	3,000	3,000	3,000	
		野菜等振興補助(農産物の産地として更なる発展のため、生産者に対して種苗代等を助成し農業の振興を図る)	町	64,000	14,000	12,500	12,500	12,500	12,500	
		特産品ブランド化事業(現在の特産品である一次産品から新たな日南ブランドの特産品を作り販売することによって、農業を含めた産業の振興を図る)	町	25,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	
		トマト選果場利用促進事業(出荷者に対し選果場利用料の一部を補助することによって、利用と供給量の増加を促し農業の振興に繋げる)	町	27,200	6,000	5,300	5,300	5,300	5,300	
		簡易水道原水等のペットボトル化(地域の産業資源を活かした商品開発により産業の振興を図る)	町	6,500	1,000	1,000	1,500	1,500	1,500	
		産業遺産の活用に向けた学術調査事業(産業遺産による観光振興に向けて学術的価値・保存の方法等を調査する)	町	600	500	100				

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内容	事業 主体	変更後						備考
				概算 事業費	年 度 別 区 分					
					28	29	30	31	32	
		町産米検査料助成事業(町内産の新米検査に対して助成することで、生産意欲の向上を図る)	町	33,000	6,600	6,600	6,600	6,600	6,600	
		雌牛導入奨励事業(和牛畜産農家が繁殖雌牛を導入する際、その導入金額の一部を助成することにより、畜産農家の意欲・所得の向上及び畜産の振興を図る)	町	5,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
		ワークライフバランス推進事業(仕事と生活の調和を目指した取組みを支援し、人手不足の解消を図る)	町	1,100	900	100	100			
	(10) その他	鳥獣害防止対策	町	102,500	20,500	20,500	20,500	20,500	20,500	
	小 計	—	—	1,222,600	248,900	252,600	307,200	207,000	206,900	
	(うち過疎地域自立促進特別事業分)	—	—	521,300	110,800	109,800	110,400	95,200	95,100	
	過疎債ソフト分 事業実施分	—	—	521,300	110,800	109,800	110,400	95,200	95,100	
	過疎債ソフト分 基金積立分	—	—							
	基金取崩分	—	—							
2. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(1) 市町村道 道路	霞福塚線改良 L=320m, W=5.5(7.0)m	町	137,200	52,200	43,000	42,000			
		大菅阿毘縁線改良 L=800m, W=5.5(7.0)m	町	194,500	52,500	71,000	71,000			

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内 容	事業 主 体	変更後						備考
				概 算 事業費	年 度 別 区 分					
					28	29	30	31	32	
		古市佐木谷線改良 L=300m, W=5.5(7.0)m	町	25,000		25,000				
		生山印賀線改良 L=800m, W=5.5(7.0)m	町	143,400	44,400	32,000	15,000	26,000	26,000	
		福万来佐木谷線改良 L=700m, W=5.5(7.0)m	町	201,400	11,400	65,000	65,000	60,000		
		佐木谷虫尾線改良 L=200m, W=4.0(5.0)m	町	35,000				15,000	20,000	
		日南中学校線改良 L= 70m, W=5.5(9.0)m	町	140,000				30,000	110,000	
		立石吉鉦線改良 L= 300m, W=4.0(5.0)m	町	70,000	10,000	60,000				
		野田塚原線改良 L= 220m, W=5.5(7.0)m	町	20,000	20,000					
		町道内方線 L=400m W=4.0(5.0)	町	90,000	6,000	18,000	36,000	30,000		
		北の原権現線補修 L=700m, W=4.5(5.5)m	町	114,000		15,000	5,000	47,000	47,000	
		舗装修繕・霞福塚線外19路線	町	217,000	42,000	55,000	40,000	40,000	40,000	
		法面修繕 日南病院線ほか10路線	町	176,000	68,000	27,000	27,000	27,000	27,000	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内容	事業 主体	変更後						備考
				概算 事業費	年 度 別 区 分					
					28	29	30	31	32	
(3) 林 道	橋りょう	トンネル修繕 三国山線	町	9,100	7,100	2,000				
		町道落石危険防止対策事業	町	70,000	30,000	10,000	10,000	10,000	10,000	
		橋りょう補修 塚原上石見線外21路線	町	151,000	51,000	25,000	25,000	25,000	25,000	
		林道内方線新設改良 L=2,000m, W=3.0(4.0)m	町	364,000	74,000	100,000	100,000	90,000		
		森林基幹道窓山線整備負担金 L=5,800m, W=3.0(4.0)m	鳥取県	29,100	5,100	6,000	6,000	6,000	6,000	
		道整備交付金県営事業負担金 L=825m, W=3.0(4.0)m	鳥取県	24,000	6,000	6,700	6,000	5,300		
(6)電気通信施設等 情報化のための 施設	有線テレビジョン放送施設	行政防災無線更新(デジタル化)	町	275,000			25,000	250,000		
		その他の情報化のための施設 (地域チャンネルHD化)	町	10,000		10,000				
		CATV設備等の更新に向けての 施設整備事業(FTTH化)	町	684,000		33,000	217,000	217,000	217,000	
(7) 自動車等	自動車	町営バス9台購入	町	118,900	12,900	13,000	50,000	13,000	30,000	
(9) 道路整備機械等		除雪ドーザ6台	町	84,000	26,000	13,000	16,000	13,000	16,000	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内 容	事業 主 体	変更後						備考
				概算 事業費	年 度 別 区 分					
					28	29	30	31	32	
(11) 過疎地域自立 促進特別事業		災害時緊急情報システム導入 (災害情報等をケーブルテレビなど に表示するためのシステムを 導入し住民の安全を図る)	町	8,500	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	
		タクシー利用助成(町単独で実 施するタクシー利用助成を行 い、地域交通の確保を図る)	町	3,500	700	700	700	700	700	
		県境を跨いだ広域バス運行への 補助(バス路線への運行助成を 行い、地域交通の確保を図る)	町	3,500	700	700	700	700	700	
		日南町いきいき定住促進条例に 基づいた交付金事業(人口増 加・定住を促進するために設置 した同条例に基づき、条件を満 たした移住・定住者に結婚祝い 金・定住奨励金・住宅改修補助 金を交付する)	町	17,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	
(12) その他		バス停設置助成	町	8,000		2,000	2,000	2,000	2,000	
		生山駅バリアフリー化	町	40,000			40,000			
小 計		—	—	3,463,600	525,200	638,300	804,600	912,900	582,600	
(うち過疎地域自立促進特別事業分)		—	—	33,000	6,600	6,600	6,600	6,600	6,600	
過疎債ソフト分 事業実施分		—	—	33,000	6,600	6,600	6,600	6,600	6,600	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内容	事業 主体	変更後						
				概算 事業費	年度別区分					備考
					28	29	30	31	32	
	過疎債ソフト分 基金積立分	—	—							
	基金取崩分	—	—							
3. 生活環境の 整備	(1) 水道施設 簡易水道	簡易水道統合整備事業	町	347,500	147,500	30,000	60,000	60,000	50,000	
	(2) 下水道処理施設 農村集落排水 施設	農業集落排水処理施設整備事業	町	103,200	3,200	50,000	50,000	0	0	
		浄化槽市町村整備推進事業	町	58,000	10,000	12,000	12,000	12,000	12,000	
	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	清掃センター設備改修	町	192,300	41,800	41,500	44,600	31,400	33,000	
		し尿処理施設	汚泥再生処理センター設置負担金	三町	391,300	279,200	112,100			
		その他	プラスチック選別処理施設整備事業	西部広域	50,300	50,300				
	(5) 消防施設	可搬消防ポンプB3級 10台	町	17,800	4,500 3台	3,800 2台	3,800 2台	1,900 1台	3,800 2台	
		耐震性貯水槽整備 2基	町	33,400		16,700 1基		16,700 1基		
		公設消防車 1台	町	23,100				23,100 1台		

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内容	事業 主体	変更後						
				概算 事業費	年度別区分					備考
					28	29	30	31	32	
		消火栓 5基	町	4,000	1基 800	1基 800	1基 800	1基 800	1基 800	
	(7) 過疎地域自立 促進特別事業	賃貸住宅建設促進事業(不足する住宅確保を行い、集落の維持を図るため、賃貸住宅を整備する者が建設資金の借入れを行う際の利子助成を行うことで建設を促す)	町	10,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	
		集会所等の整備助成(地域の防災拠点となる集会所・消防施設等の整備・改修を支援することにより、地域の防災力の向上を図る)	町	15,600	5,600	5,000	5,000			
		住宅改修助成(住宅改修費の一部に助成し住宅環境を改善することで、空き家・廃屋を未然に防ぐと共に、空き家の撤去を行い安心安全な景観をつくる)	町	28,000	14,000	7,000	7,000			
		簡易水道施設管理システム導入事業(公営企業会計システムを導入し、経済性の発揮と公共の福祉の増進を図る)	町	2,600	2,600	0	0	0	0	
		簡易水道施設監視システム導入事業(現在人海戦術で行っている施設の監視をICT化し、省力化を図る)	町	15,000	0	3,000	12,000	0	0	
		公営企業会計法適用化事業(公営企業会計の導入に向け、現在有する資産等を正確に把握する)	町	7,600	2,600	5,000	0	0	0	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内容	事業 主体	変更後						
				概算 事業費	年度別区分					備考
					28	29	30	31	32	
		農業集落排水処理施設管理システム導入事業(公営企業会計システムを導入し、経済性の発揮と公共の福祉の増進を図る)	町	7,800	7,800	0	0	0	0	
		農業集落排水処理施設監視システム導入事業(現在人海戦術で行っている施設の監視をICT化し、省力化を図る)	町	11,000	0	3,000	8,000	0	0	
		公営企業会計法適用化事業(公営企業会計の導入に向け、現在有する資産等を正確に把握する)	町	12,800	7,800	5,000	0	0	0	
	小計	—	—	1,331,300	579,700	296,900	205,200	147,900	101,600	
	(うち過疎地域自立促進特別事業分)	—	—	110,400	42,400	30,000	34,000	2,000	2,000	
	過疎債ソフト分 事業実施分	—	—	110,400	42,400	30,000	34,000	2,000	2,000	
	過疎債ソフト分 基金積立分	—	—							
	基金取崩分	—	—							
4. 高齢者等の 保健及び福祉 の向上及び	(1) 高齢者福祉施設 その他	特別養護老人ホームデイサービスセンター-特殊介護浴槽購入	町	5,600	5,600					
		高齢者福祉施設の改修	町	109,000	4,000		35,000	35,000	35,000	
		高齢者福祉施設の設備機器更新	町	300	300					

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内容	事業 主体	変更後						
				概算 事業費	年度別区分					備考
					28	29	30	31	32	
	高齢者生活福祉 センター 老人ホーム	デイサービスセンターの整備	町	260,900		13,400	247,500			
		高齢者生活福祉センターの改修	町	26,100		3,000	23,100			
		サービス付き高齢者住宅の整備	民間	515,800		20,800	495,000			
(3)児童福祉施設 保育所	保育施設の改修・更新	町	1,100	1,100						
(5)障がい者福祉施設 障がい者支援 施設	障害者グループホーム整備	町	13,300		13,300					
(8) 過疎地域自立 促進特別事業		ワークライフバランス支援(子どもの見守りを行うことで、仕事と家庭のバランスを保ち、子育てしやすい環境を目指す)	町	71,400	6,600	16,200	16,200	16,200	16,200	
		介護福祉人材育成奨学金制度(介護人材の育成・確保を目的に、介護系資格の取得を目指す学生に対し、奨学金を貸与する。卒業後、一定の条件を満たした場合、返還を免除する)	町	25,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	
		<u>家庭看護力の向上(診療に携わる小児科医師より、子どもの急変時等の対処法を直接聴き、保護者及び家族の家庭看護力を向上させ、不安軽減を図るとともに適切な医療受診行動を取れるように支援する)</u>	町	<u>3,060</u>	<u>400</u>	<u>665</u>	<u>665</u>	<u>665</u>	<u>665</u>	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内容	事業 主体	変更後						備考
				概算 事業費	年度別区分					
					28	29	30	31	32	
		過疎地の勤務医論文検索システム 対策(医師の医療研究のための インターネットによる学術論文検 索サービスを提供するための経 費)	町	1,000	200	200	200	200	200	
		過疎地の勤務医研修支援事業 (特に若手医師の研究派遣によ るモチベーションの確保対策)	町	3,500	700	700	700	700	700	
	小計	—	—	172,700	19,900	73,200	28,200	28,200	23,200	
	(うち過疎地域自立促進特別事業分)	—	—	36,000	8,200	8,200	8,200	8,200	3,200	
	過疎債ソフト分 事業実施分	—	—	36,000	8,200	8,200	8,200	8,200	3,200	
	過疎債ソフト分 基金積立分	—	—							
	基金取崩分	—	—							
6. 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	老朽化施設の改修	町	50,000			50,000			
	教職員住宅	教員住宅整備改修	町	11,600	11,600					
	屋内運動場	照明機器等改修	町	8,000		8,000				
		衛生設備改修	町	15,000		15,000				
	(3) 集会施設、体育施設等 集会施設	地域振興・活性化センター・まな び宿等整備・改修	町	68,500	5,500	13,000	50,000			

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内 容	事業 主 体	変更後						
				概 算 事業費	年 度 別 区 分					備考
					28	29	30	31	32	
	体育施設	社会体育館整備(小学校体育館併用)(耐震補強等)	町	488,000		38,000	450,000			
		テニスコート整備(駐車場整備)	町	15,000		15,000				
		総合グラウンド夜間照明改修(LED照明)	町	92,600			92,600			
	(4) 過疎地域自立 促進特別事業	学校や家庭における教育支援(指導補助者の配置や教員研修会等を実施し、地域全体で教育を支えるまちづくりを目指す)	町	100,000	28,000	18,000	18,000	18,000	18,000	
		国際交流事業(海外派遣事業など国際交流を通じて英語に対する興味関心を高め、国際感覚と英語でのコミュニケーション力の育成を図る)	町	14,800	4,800	2,500	2,500	2,500	2,500	
		ICT教育の充実(ICT機器の導入・更新およびデジタル教材の作成など、ICT教育の推進により効果的効率的な学習を支援する)	町	33,500	27,500	2,000	2,000	2,000		
	小 計	—	—	897,000	77,400	111,500	665,100	22,500	20,500	
	(うち過疎地域自立促進特別事業分)	—	—	148,300	60,300	22,500	22,500	22,500	20,500	
	過疎債ソフト分 事業実施分	—	—	148,300	60,300	22,500	22,500	22,500	20,500	
	過疎債ソフト分 基金積立分	—	—							
基金取崩分	—	—								

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内容	事業 主体	変更後						備考
				概算 事業費	年 度 別 区 分					
					28	29	30	31	32	
7. 地域文化の 振興等	(2) 過疎地域自立 促進特別事業	文化団体活動助成(サークル活動等を支援することで、文化の振興、社会教育の推進を図る)	町	4,000	800	800	800	800	800	
		特色ある地域活動助成(地域まちづくり協議会等が地域の特性を活かした活動を推進することに対し助成する)	町	3,500	700	700	700	700	700	
	(3) その他	文化センター設備等改修工事	町	105,400	25,400			80,000		
		郷土資料館の整備	町	16,100			16,100			
		文化センター舞台装置更新	町	31,000		31,000				
	小 計	—	—	160,000	26,900	32,500	17,600	81,500	1,500	
	(うち過疎地域自立促進特別事業分)	—	—	7,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	
	過疎債ソフト分 事業実施分	—	—	7,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	
過疎債ソフト分 基金積立分	—	—								
基金取崩分	—	—								
8. 集落の整備	(1)過疎地域集落 再編整備	過疎地域定住対策敷地造成等 (宅地造成、住宅整備等)	町	79,600	59,600	10,000	10,000	0	0	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内容	事業 主体	変更後						
				概算 事業費	年 度 別 区 分					備考
					28	29	30	31	32	
	(2) 過疎地域自立 促進特別事業	集落支援員の設置(地域まちづくり協議会の充実含む)(集落の維持のために行うさまざまな話し合い活動を行うための支援員を各地域に確保する)	町	35,300	4,100	7,800	7,800	7,800	7,800	
		地域まちづくり協議会への集落維持・活性化支援助成(地域まちづくり協議会の活動に対して支援を行い、地域の活性化を図る)	町	63,500	2,300	15,300	15,300	15,300	15,300	
		若者の結婚・定住の促進(婚活イベント等を開催し若者同士の交流や地域の活性化を目指す)	町	5,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
		中心地ゾーン現地測量等事業(中心地域整備構想に基づき、対象地域の測量調査等を実施する)	町	5,000		5,000				
		新卒者等地域就業支援事業(新卒者等が町内企業に就職した際に助成することで、雇用の創出、定住促進を図る)	町	14,400		3,600	3,600	3,600	3,600	
		空き家・廃屋対策事業(家屋撤去等を援助することにより、空き家・廃屋の適切な管理を促し、地域の生活環境の保全を図る)	町	15,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	
	小 計	—	—	217,800	70,000	45,700	40,700	30,700	30,700	
	(うち過疎地域自立促進特別事業分)	—	—	138,200	10,400	35,700	30,700	30,700	30,700	
	過疎債ソフト分 事業実施分	—	—	138,200	10,400	35,700	30,700	30,700	30,700	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内容	事業 主体	変更後						備考
				概算 事業費	年度別区分					
					28	29	30	31	32	
	過疎債ソフト分 基金積立分	—	—							
	基金取崩分	—	—							
9. その他地域の 自立促進に関 し必要な事項	(1)過疎地域自立 促進特別事業	家庭用発電設備等導入促進助成(自然エネルギーの利活用の促進を図りCO2削減に努める)	町	8,900	500	2,100	2,100	2,100	2,100	
		木質バイオマス発電事業助成(木質バイオマス発電事業を行う企業誘致を助成することにより、森林資源の活用した地場産業の育成、自然エネルギーの利用によるCO2削減を図る)	町	50,000	50,000					
		土地・家屋台帳履歴管理システム導入事業(現在紙ベースで管理されているものを電子化することにより、利便性の向上及び省力化を図る)	町	8,000	8,000					
		LED等防犯灯の設置助成(地域の安心・安全や省エネルギー化を図る)	町	2,500	500	500	500	500	500	
		住民参画協議会の実施(移住者を中心に自由な発想・行動力を発揮できる仕組みを構築し、地域の活性化などの課題解決を図る)	町	2,000	400	400	400	400	400	
	(2)自然エネルギーを利用するための 施設・整備	木質バイオマスエネ利用設備	町	476,800	26,800	450,000				

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内 容	事業 主 体	変更後						備考
				概算 事業費	年 度 別 区 分					
					28	29	30	31	32	
		新石見小水力発電所導水路改修	町	8,500	8,500					
		高齢者福祉施設太陽光発電設備整備	町	38,600		38,600				
	小 計	—	—	595,300	94,700	491,600	3,000	3,000	3,000	
	(うち過疎地域自立促進特別事業分)	—	—	71,400	59,400	3,000	3,000	3,000	3,000	
	過疎債ソフト分 事業実施分	—	—	71,400	59,400	3,000	3,000	3,000	3,000	
	過疎債ソフト分 基金積立分	—	—							
	基金取崩分	—	—							
	総 計			9,088,800	1,665,300	2,014,000	2,893,400	1,489,900	1,026,200	
	(うち過疎地域自立促進特別事業分)	—	—	1,162,500	311,200	238,500	238,100	190,900	183,800	
	過疎債ソフト分 事業実施分	—	—	1,162,500	311,200	238,500	238,100	190,900	183,800	
	過疎債ソフト分 基金積立分	—	—							
	基金取崩分	—	—							

議案第 9 号

木下文庫基金条例の廃止について

次のとおり、木下文庫基金条例を廃止することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 29 年 3 月 2 日提出

日南町長 増 原 聡

木下文庫基金条例の廃止について

木下文庫基金条例（昭和 50 年条例第 17 号）を廃止する。

附 則

（施行期日）

この条例は、平成 29 年 4 月 3 日から施行する。

議案第 10 号

日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

次のとおり、日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 29 年 3 月 2 日提出

日南町長 増 原 聡

日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和 46 年条例第 8 号）一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第 4 条 特別職の職員の期末手当の額は、給料月額 100 分の 120 に相当する額に日南町職員の給与に関する条例(昭和 46 年日南町条例第 10 号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により算定した額による。この場合において、その例によることとされる<u>日南町職員の給与に関する条例</u>第 19 条第 2 項の規定の適用については、同項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の <u>155</u>」と、「100 分の 137.5」とあるのは「<u>100 分の 170</u>」とする。</p>	<p>(期末手当) 第 4 条 特別職の職員の期末手当の額は、給料月額 100 分の 120 に相当する額に日南町職員の給与に関する条例(昭和 46 年日南町条例第 10 号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により算定した額による。この場合において、その例によることとされる<u>日南町一般職員の職員給与に関する条例(昭和 46 年 3 月 25 日条例第 10 号)</u>第 19 条第 2 項の規定の適用については、同項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の <u>150</u>」と、「100 分の 137.5」とあるのは「<u>100 分の 165</u>」とする。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 11 号

日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

次のとおり、日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 29 年 3 月 2 日提出

日南町長 増 原 聡

日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 46 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第 6 条 議会の議員の受ける期末手当の額は、報酬月額 100 分の 120 に相当する額に一般の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、その例によることとされる日南町職員の給与に関する条例（昭和 46 年日南町条例第 10 号）第 19 条第 2 項の規定の適用については、同項中「100 分の 122.5」とあるのは「 <u>100 分の 155</u> 」と、「100 分の 137.5」とあるのは「 <u>100 分の 170</u> 」とする。	(期末手当) 第 6 条 議会の議員の受ける期末手当の額は、報酬月額 100 分の 120 に相当する額に一般の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、その例によることとされる日南町職員の給与に関する条例（昭和 46 年 3 月 25 日条例第 10 号）第 19 条第 2 項の規定の適用については、同項中「100 分の 122.5」とあるのは「 <u>100 分の 150</u> 」と、「100 分の 137.5」とあるのは「 <u>100 分の 165</u> 」とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 12 号

日南町簡易水道事業に勤務する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

次のとおり、日南町簡易水道事業に勤務する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 29 年 3 月 2 日提出

日南町長 増 原 聡

日南町簡易水道事業に勤務する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

日南町簡易水道事業に勤務する職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 5 年条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(退職手当) 第 18 条 (略) 2～4 (略) 5 勤続期間 6 月以上で退職した職員(次項の規定に該当する者を除く。)であって、その者を雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者とみなしたならば同法第 37 条の 2 第 1 項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、その者が同法に規定する高年齢求職者給付金の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い、退職手当として支給する。 6 (略) 7 前 3 項に定めるもののほか、第 4 項又は第 6 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で町長が指定するものに対しては、雇用保険法に規定する技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、常用就職支度金、移転費又は求職活動支援費に相当する金額を同法の規定による当該手当の支給の条件に従い、退職手当として支給する。	(退職手当) 第 18 条 (略) 2～4 (略) 5 勤続期間 6 月以上で退職した職員(次項の規定に該当する者を除く。)であって、その者を雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者とみなしたならば同法第 37 条の 2 第 1 項に規定する高年齢継続被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、その者が同法に規定する高年齢求職者給付金の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い、退職手当として支給する。 6 (略) 7 前 3 項に定めるもののほか、第 4 項又は第 6 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で町長が指定するものに対しては、雇用保険法に規定する技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、常用就職支度金、移転費又は広域求職活動費に相当する金額を同法の規定による当該手当の支給の条件に従い、退職手当として支給する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の日南町簡易水道事業に勤務する職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定は、平成 29 年 1 月 1 日から適用する。

議案第 13 号

日南町個人情報保護条例の一部改正について

次のとおり、日南町個人情報保護条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 29 年 3 月 2 日提出

日南町長 増 原 聡

日南町個人情報保護条例の一部を改正する条例

日南町個人情報保護条例（平成 13 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 情報提供等記録 番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項(これらの規定を番号法第 26 条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(利用の停止等の請求)</p> <p>第 23 条 何人も、実施機関が保有する自己に係る保有個人情報(情報提供記録等を除く。以下この条において同じ。)が次の各号の 1 のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置をとることを請求することができる。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当するとき。 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>ア 第 7 条の規定に違反して収集されたとき。</p> <p>イ 第 8 条又は第 8 条の 2 の規定に違反して利用されているとき。</p> <p>ウ 番号法第 20 条の規定に違反して収集</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 情報提供等記録 番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項 _____ に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(利用の停止等の請求)</p> <p>第 23 条 何人も、実施機関が保有する自己に係る保有個人情報(情報提供記録等を除く。以下この条において同じ。)が次の各号の 1 のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置をとることを請求することができる。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当するとき。 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>ア 第 7 条の規定に違反して収集されたとき。</p> <p>イ 第 8 条又は第 8 条の 2 の規定に違反して利用されているとき。</p> <p>ウ 番号法第 20 条の規定に違反して収集</p>

<p>され、又は保管されているとき。</p> <p>エ 番号法第 29 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(訂正等の実施)</p> <p>第 13 条 (略)</p> <p>2 実施機関は、前項の規定により個人情報の訂正等をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先(情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第 19 条第 7 号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第 8 号に規定する<u>条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者</u>(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))への通知その他必要な措置をとらなければならない。</p>	<p>され、又は保管されているとき。</p> <p>エ 番号法第 28 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(訂正等の実施)</p> <p>第 13 条 (略)</p> <p>2 実施機関は、前項の規定により個人情報の訂正等をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先(情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第 19 条第 7 号に規定する情報照会者又は<u>情報提供者</u></p> <p>_____ (当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))への通知その他必要な措置をとらなければならない。</p>
---	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

議案第 14 号

日南町税条例等の一部改正について

次のとおり、日南町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 29 年 3 月 2 日提出

日南町長 増 原 聡

日南町税条例等の一部を改正する条例

第 1 条 日南町税条例（昭和 45 年条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(町民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号の者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する<u>特例認定特定非営利活動法人</u>に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除</p>	<p>(町民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号の者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する<u>仮認定特定非営利活動法人</u>に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除</p>

<p>く。)及び第2項の規定によって控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りではない。</p> <p>2～9 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第7条の3の2 平成22年度から<u>平成43年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>平成33年</u>までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>く。)及び第2項の規定によって控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りではない。</p> <p>2～9 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第7条の3の2 平成22年度から<u>平成41年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>平成31年</u>までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2及び3 (略)</p>
---	---

備考 改正部分は下線の部分である。

第2条 日南町税条例等の一部を改正する条例(平成28年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第1条中日南町税条例第18条の3の改正規定、同条例第34条の4及び第80条の改正規定、同条例第80条の2を削る改正規定、同条例第81条の改正規定、同条の次に7条を加える改正規定、同条例第82条、第83条、第85条及び第87条から第91条までの改正規定並びに同条例附則第15条の次に5条を加える改正規定を削る。

第1条中日南町税条例第19条及び同条例附則第16条の改正規定を次のように改める。

改正後	改正前
<p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第22</p>	<p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第22</p>

項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条_____、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) (略)

(2) _____第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) _____第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4)～(6) (略)

附 則

(軽自動車税_____の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税_____に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、第81条の6第1項、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) (略)

(2) 第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4)～(6) (略)

附 則

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車は最初の法第444条第3項に規定する_____車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税_____に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。) _____ に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税_____に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車 _____ (前項の規定の適用を受けるものを除く。) に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税_____に限り、次の表の左欄に掲げる

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ)種	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ)種	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ)種	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ)種	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ)種	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ)種	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる

同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。																														
<table border="1"> <tr> <td><u>第2号ア</u></td> <td>3,900円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6,900円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10,800円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,800円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,000円</td> <td>3,800円</td> </tr> </table>	<u>第2号ア</u>	3,900円	3,000円		6,900円	5,200円		10,800円	8,100円		3,800円	2,900円		5,000円	3,800円	<table border="1"> <tr> <td><u>第2号ア(イ)</u></td> <td>3,900円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td><u>第2号ア(ウ)種</u></td> <td>6,900円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10,800円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td><u>第2号ア(ウ)種</u></td> <td>3,800円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,000円</td> <td>3,800円</td> </tr> </table>	<u>第2号ア(イ)</u>	3,900円	3,000円	<u>第2号ア(ウ)種</u>	6,900円	5,200円		10,800円	8,100円	<u>第2号ア(ウ)種</u>	3,800円	2,900円		5,000円	3,800円
<u>第2号ア</u>	3,900円	3,000円																													
	6,900円	5,200円																													
	10,800円	8,100円																													
	3,800円	2,900円																													
	5,000円	3,800円																													
<u>第2号ア(イ)</u>	3,900円	3,000円																													
<u>第2号ア(ウ)種</u>	6,900円	5,200円																													
	10,800円	8,100円																													
<u>第2号ア(ウ)種</u>	3,800円	2,900円																													
	5,000円	3,800円																													

備考 改正部分は、下線の部分である。

第3条 日南町税条例等の一部を改正する条例(平成28年条例第18条)の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

第1条の2 日南町税条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない理由により<u>種別割</u>を滞納している場合においてその旨とする</p> <p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、<u>第81条の6第1項、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項</u>に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に</p>	<p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない理由により<u>軽自動車税</u>を滞納している場合においてその旨とする</p> <p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、<u>第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項</u>に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に</p>

掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、又は納入書によつて納入しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額 (第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
- (3) 第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間
- (4)～(6) (略)

(法人税割の税率)

第34条の4 法人税割の税率は、100分の6.0とする。

(軽自動車税の納税義務者等)

第80条 軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割 を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。

(削除)

掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、又は納入書によつて納入しなければならない。

- (1) (略)
- (2) _____ 第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額 (第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
- (3) _____ 第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間
- (4)～(6) (略)

(法人税割の税率)

第34条の4 法人税割の税率は、100分の9.7とする。

(軽自動車税の納税義務者等)

第80条 軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車 (以下軽自動車税について「軽自動車等」という。) に対し、その所有者に _____ 課する。

2 軽自動車等の売買があつた場合において、売主が当該軽自動車等の所有権を留保しているときは、軽自動車税の賦課徴収については、買主を当該軽自動車等の所有者とみなす。

3 軽自動車等の所有者が法第443条第1項の規定によつて軽自動車税を課することができない者である場合においては _____、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供するもの _____ については、これを課さない。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第80条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号に該当するものに対しては、軽自動車税を課さない。

- (1) 救急用のもの

<p>(<u>軽自動車税のみならず課税</u>)</p> <p><u>第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p><u>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p><u>3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u></p> <p><u>4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u></p> <p><u>（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）</u></p>	<p>(<u>軽自動車税の課税免除</u>)</p> <p><u>第81条 次の各号に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。</u></p> <p><u>(1) 商品であって使用しない軽自動車等</u></p>
<p><u>第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号に該当するものに対しては、軽自動車税を課さない。</u></p> <p><u>(1) 救急用のもの</u></p> <p><u>（環境性能割の課税標準）</u></p> <p><u>第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。</u></p> <p><u>（環境性能割の税率）</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

<p>第81条の4 <u>次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</u></p> <p>(1) <u>法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの100分の1</u></p> <p>(2) <u>法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの100分の2</u></p> <p>(3) <u>法第451条第3項の規定の適用を受けるもの100分の3</u></p> <p><u>（環境性能割の徴収の方法）</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>第81条の5 <u>環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。</u></p> <p><u>（環境性能割の申告納付）</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>第81条の6 <u>環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を町長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。</u></p> <p>2 <u>3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を町長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>（環境性能割に係る不申告等に関する過料）</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>第81条の7 <u>環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</u></p> <p>2 <u>前項の過料の額は、情状により、町長が定める。</u></p> <p>3 <u>第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。</u></p> <p><u>（環境性能割の減免）</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>第81条の8 <u>町長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等（3輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。</u></p>	<p>(新設)</p>

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

(種別割)の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) (略)

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

(ア) 2輪のもの(側車付のものを含む。)

年額 3,600円

(イ) 3輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 4輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

イ 小型特殊自動車

(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円

(イ) その他のもの 年額 5,900円

(3) (略)

(種別割)の賦課期日及び納期)

第83条 種別割)の賦課期日は、4月1日とする。

2 種別割)の納期は、4月11日から同月30日までとする。

(種別割)の徴収の方法)

第85条 種別割)は、普通徴収の方法によつて徴収する。

(種別割)に関する申告又は報告)

第87条 種別割)の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となつた日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつたは施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつたは施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を町長に提出しなければならない。

(軽自動車税の税率)

第82条 軽自動車税の税率は、次の各号掲げる軽自動車等に対し)、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) (略)

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

___ 2輪のもの(側車付のものを含む。)

年額 3,600円

___ 3輪のもの 年額 3,900円

___ 4輪以上のもの

___ 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

___ 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

イ 小型特殊自動車

___ 農耕作業用のもの 年額 2,400円

___ その他のもの 年額 5,900円

(3) (略)

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

第83条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。

2 軽自動車税)の納期は、4月11日から同月30日までとする。

(軽自動車税)の徴収の方法)

第85条 軽自動車税)は、普通徴収の方法によつて徴収する。

(軽自動車税)に関する申告又は報告)

第87条 軽自動車税)の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下本節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となつた日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつたは施行規則第33号の4 様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつたは施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を町長に提出しなければならない。

<p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>4 第81条第1項に規定する軽自動車等の売主は、町長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、規則の定めるところにより、当該請求のあった日から15日以内に、町長に対し、次の各号に掲げる事項を報告しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(種別割 による不申告等に関する過料)</p> <p>第88条 軽自動車等の所有者等又は第81条第1項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(種別割 による減免)</p> <p>第89条 町長は、公益のため直接専用する 軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割 を減免する 。</p> <p>2 前項の規定によつて種別割 による減免を受けようとする者は、納期限(前7日)までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。</p>	<p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4 様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4 様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>4 第80条第2項に規定する軽自動車等の売主は、町長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、規則の定めるところにより、当該請求のあった日から15日以内に、町長に対し、次の各号に掲げる事項を報告しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(軽自動車税による不申告等に関する過料)</p> <p>第88条 軽自動車等の所有者等又は第80条第2項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(軽自動車税による減免)</p> <p>第89条 町長は、公益のため直接専用するものと認める軽自動車等 に対しては、軽自動車税を減免することができる。</p> <p>2 前項の規定によつて軽自動車税による減免を受けようとする者は、納期限(前7日)までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。</p>
---	---

(1)～(8) (略)

3 第1項の規定によつて種別割 の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。

(身体障がい者等に対する種別割 の減免)

第90条 町長は、次の各号に掲げる軽自動車等 のうち必要と認めるものに対しては、種別割 を減免する 。

(1) 身体に障がいを有し歩行が困難な者（以下「身体障がい者」という。）又は精神に障がいを有し歩行が困難な者（以下「精神障がい者」という。）が所有する軽自動車等（身体障がい者で年齢18歳未満のもの又は精神障がい者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障がい者、当該身体障がい者若しくは精神障がい者（以下「身体障がい者等」という。）のために当該身体障がい者等と生計を一にする者又は当該身体障がい者等（身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障がい者等を常時介護する者が運転するもの（1台に限る。）

(2) (略)

2 前項第1号の規定によつて種別割 の減免を受けようとする者は、納期限（前7日）までに、町長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障がい者又は身体障がい者等と生計を一にする者若しくは身体障がい者等（身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下こ

(1)～(8) (略)

3 第1項の規定によつて軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。

(身体障がい者等に対する軽自動車税の減免)

第90条 町長は、次の各号に掲げる軽自動車等 に対しては、軽自動車税を減免することができる。

(1) 身体に障がいを有し歩行が困難な者（以下「身体障がい者」という。）又は精神に障がいを有し歩行が困難な者（以下「精神障がい者」という。）が所有する軽自動車等（身体障がい者で年齢18歳未満のもの又は精神障がい者と生計を1にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障がい者、当該身体障がい者若しくは精神障がい者（以下「身体障がい者等」という。）のために当該身体障がい者等と生計を1にする者又は当該身体障がい者等（身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するものうち、町長が必要と認めるもの（1台に限る。）

(2) (略)

2 前項第1号の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限（前7日）までに、町長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下本項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下本項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下本項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障がい者又は身体障がい者等と生計を1にする者若しくは身体障がい者等（身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下本

の項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

3 第1項第2号の規定によつて種別割____の減免を受けようとする者は、納期限(前7日)までに、町長に対して、当該軽自動車等の提示(町長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

4 前条第3項の規定は、第1項の規定によつて種別割____の減免を受けている者について準用する。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第91条 (略)

2 法第445条若しくは第81条の2又は第80条第3項ただし書の規定によつて種別割____を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、町内に所在することとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、町長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割____を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第81条の2又は第80条第3項ただし書の規定によつて種別割____を課されないこととなつたときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

3～6 (略)

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が町内に所在しないこととなつたとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなつたとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して種別割____が課されることとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内

項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

3 第1項第2号の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限(前7日)までに、町長に対して、当該軽自動車等の提示(町長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、第89条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

4 前条第3項の規定は、第1項の規定によつて軽自動車税の減免を受けている者について準用する。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第91条 (略)

2 法第443条若しくは第80条の2又は第80条第3項ただし書の規定によつて軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、町内に所在することとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、町長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第443条若しくは第80条の2又は第80条第3項ただし書の規定によつて軽自動車税を課されないこととなつたときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

3～6 (略)

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が町内に所在しないこととなつたとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなつたとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内

に、町長に対し、その標識及び証明書を返納し
なければならない。

8及び9 (略)

附 則

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収
は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわら
ず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の
例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第15条の3 町長は、当分の間、第81条の2の規定
にかかわらず、鳥取県における自動車税の環境
性能割の非課税の例により、軽自動車税の環境
性能割を課さない。

2 町長は、当分の間、鳥取県における自動車税
の環境性能割の課税免除の例により、軽自動車
税の環境性能割を課さない。

3 町長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわ
らず、鳥取県における自動車税の環境性能割の
減免の例により、軽自動車税の環境性能割を減
免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の4 第81条の6の規定による申告納付につ
いては、当分の間、同条中「町長」とあるの
は、「鳥取県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の
交付)

第15条の5 町は、鳥取県が軽自動車税の環境性能
割の賦課徴収に関する事務を行うために要する
費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に
掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に
交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する
第81条の4の規定の適用については、当分の間、
次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄
に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる
字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

に、町長に対し、その標識及び証明書を返納し
なければならない。

8及び9 (略)

附 則

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4
(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用につ
いては、同号中「100分の3」とあるのは、「100
分の2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の
軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444
条第3項に規定する 車両番号
の指定（以下この条において「初回車両番号指
定」という。）を受けた月から起算して14年を
経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動
車税の種別割に係る第82条の規定の適用につ
いては、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の
規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同
表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ) a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ) b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

(削る)

(削る)

(軽自動車税 _____ の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の
軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運
送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号
の指定（以下この条において「初回車両番号指
定」という。）を受けた月から起算して14年を
経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動
車税 _____ に係る第82条の規定の適用につ
いては、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の
規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同
表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪
以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用に
ついては、当該軽自動車平成28年4月1日から
平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を
受けた場合において、平成29年度分の軽自動車
税の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる
同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ
ぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3
輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料
として用いるものに限る。次項において同
じ。）に対する第82条の規定の適用につ
いては、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29
年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた
場合において、平成29年度分の軽自動車税に
限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の

(削る)	中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。											
	第2号ア	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">3,900円</td><td style="text-align: center;">2,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6,900円</td><td style="text-align: center;">3,500円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">10,800円</td><td style="text-align: center;">5,400円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3,800円</td><td style="text-align: center;">1,900円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5,000円</td><td style="text-align: center;">2,500円</td></tr> </table>	3,900円	2,000円	6,900円	3,500円	10,800円	5,400円	3,800円	1,900円	5,000円	2,500円
3,900円	2,000円											
6,900円	3,500円											
10,800円	5,400円											
3,800円	1,900円											
5,000円	2,500円											
	4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。											
	第2号ア	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">3,900円</td><td style="text-align: center;">3,000円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6,900円</td><td style="text-align: center;">5,200円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">10,800円</td><td style="text-align: center;">8,100円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3,800円</td><td style="text-align: center;">2,900円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5,000円</td><td style="text-align: center;">3,800円</td></tr> </table>	3,900円	3,000円	6,900円	5,200円	10,800円	8,100円	3,800円	2,900円	5,000円	3,800円
3,900円	3,000円											
6,900円	5,200円											
10,800円	8,100円											
3,800円	2,900円											
5,000円	3,800円											

備考 改正部分は、下線の部分である。

第4条 日南町税条例等の一部を改正する条例(平成28年条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則(平成28年日南町条例第18号) (施行期日)	附 則(平成28年日南町条例第18号) (施行期日)
第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1) 第1条中町税条例第19条、 第43条、 第48条及び第50条の改正規定並びに第3条中日南町税条例等の一部を改正する条例(平成27年日南町条例第18号)附則第6条第7項の改正規定(「、新条例」を「町税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改める部分及び同項の表第19条第3号の項中「第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項	第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1) 第1条中町税条例第19条の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)並びに同条例第43条、第48条及び第50条の改正規定並びに第3条中町税条例等の一部を改正する条例(平成27年条 例第18号)附則第6条第7項の改正規定(「、新条例」を「町税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改める部分及び同項の表第19条第3号の項中「第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項

の申告書を除く。)、「」を削る部分に限る。)並びに次条第1項及び第3項の規定 平成29年1月1日

(2) 第1条中日南町税条例附則第16条の改正規定及び附則第3条の2の規定 平成29年4月1日

(3) (略)

(4) 第1条の2及び第2条の規定並びに第3条中日南町税条例等の一部を改正する条例附則第6条第7項の表第19条第3号の項の改正規定（「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。）並びに附則第2条の2及び第4条の規定 平成31年10月1日
(町民税に関する経過措置)

第2条 (略)

2 (略)
(削る)

3 (略)

第2条の2 第1条の2の規定による改正後の町税条例（附則第4条において「31年新条例」という。）第34条の4の規定は、附則第1条第4号に掲

の申告書を除く。)、「」を削る部分に限る。)並びに次条第1項及び第4項の規定 平成29年1月1日

(2) 第1条中町税条例第18条の3の改正規定、同条例第19条の改正規定（「、第53条の7、第67条」の下に「、第81条の6第1項」を加える部分、同条第2号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分及び同条第3号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。）、同条例第34条の4及び第80条の改正規定、同条例第80条の2を削る改正規定、同条例第81条の改正規定、同条の次に7条を加える改正規定、同条例第82条、第83条及び第85条から第91条までの改正規定並びに同条例附則第15条の次に5条を加える改正規定及び同条例附則第16条の改正規定並びに第2条の規定並びに第3条中町税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第18号）附則第6条第7項の表第19条第3号の項の改正規定（「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。）並びに次条第3項及び附則第4条の規定 平成29年4月1日

(3) (略)

(町民税に関する経過措置)

第2条 (略)

2 (略)

3 新条例第34条の4の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。

4 (略)

<p><u>げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>(軽自動車税に関する経過措置)</u></p> <p>第3条の2 新条例附則第16条の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。</p> <hr/> <p>第4条 <u>31年新条例</u>の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、<u>附則第1条第4号</u>に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。</p> <p>2 <u>31年新条例</u>の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、<u>平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</u></p>	<p><u>(軽自動車税に関する経過措置)</u></p> <p>第4条 <u>新条例</u>の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、<u>附則第1条第2号</u>に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。</p> <p>2 <u>新条例</u>の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、<u>平成29年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</u></p>
---	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中日南町税条例第36条の2第1項ただし書の改正規定は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成28年法律第70号）の施行の日から施行する。

議案第 15 号

日南町特別医療費助成条例の一部改正について

次のとおり、日南町特別医療費助成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 29 年 3 月 2 日提出

日南町長 増 原 聡

日南町特別医療費助成条例の一部を改正する条例

日南町特別医療費助成条例（昭和 48 年条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
(一部負担金)		(一部負担金)	
<p>第 3 条の 2 前条第 2 項第 2 号の一部負担金の額は、健康保険法第 63 条第 3 項第 1 号に規定する保険医療機関（以下「保険医療機関」という。）又は同法第 88 条第 1 項に規定する訪問看護事業を行う事業所（以下「訪問看護事業所」という。）ごとに、それぞれ 1 月につき同法第 76 条第 2 項及び第 3 項又は第 88 条第 4 項及び第 5 項の規定により算定された額（障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）第 35 条第 1 項第 1 号に規定する高額治療継続者にあつては、その者が支給認定を受けた自立支援医療の種類に係るものを除く。）に 100 分の 10 を乗じて得た額（その額に 5 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5 円以上 10 円未満の端数があるときはこれを 10 円に切り上げた額）とする。</p>		<p>第 3 条の 2 前条第 2 項第 2 号の一部負担金の額は、健康保険法第 63 条第 3 項第 1 号に規定する保険医療機関（以下「保険医療機関」という。）又は同法第 88 条第 1 項に規定する訪問看護事業を行う事業所 _____ ごとに、それぞれ 1 月につき同法第 76 条第 2 項及び第 3 項又は第 88 条第 4 項及び第 5 項の規定により算定された額（障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）第 35 条第 1 項第 1 号に規定する高額治療継続者にあつては、その者が支給認定を受けた自立支援医療の種類に係るものを除く。）に 100 分の 10 を乗じて得た額（その額に 5 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5 円以上 10 円未満の端数があるときはこれを 10 円に切り上げた額）とする。</p>	
<p>2 前項の一部負担金の額は、保険医療機関又は訪問看護事業所 _____ ごとに、それぞれ 1 月につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める額を上限とする。</p>		<p>2 前項の一部負担金の額は、保険医療機関又は健康保険法第 88 条第 1 項に規定する訪問看護事業を行う事業所 _____ ごとに、それぞれ 1 月につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める額を上限とする。</p>	
医療を受ける者の	一部負担金上限額	医療を受ける者の	一部負担金上限額

区分	健康保険法第63条第1項第5号に掲げる給付(以下「入院給付」という。)の場合	健康保険法第63条第1項第1号から第4号までに掲げる給付(同項第5号に掲げる給付に伴うものを除く。以下「外来給付」という。)又は同法第88条第1項の訪問看護療養費の給付(以下「訪問看護療養給付」という。)の場合	区分	健康保険法第63条第1項第5号に掲げる給付(以下「入院給付」という。)の場合	健康保険法第63条第1項第1号から第4号までに掲げる給付(同項第5号に掲げる給付に伴うものを除く。以下「外来給付」という。)又は同法第88条第1項の訪問看護療養費の給付_____の_____の場合
ア 当該医療を受ける日の属する年度(当該医療を受ける日の属する月が4月から7月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者(当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有していない者を除く。)	5,000円	1,000円	ア 当該医療を受ける日の属する年度(当該医療を受ける日の属する月が4月から7月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者(当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有していない者を除く。)	5,000円	1,000円
イ ア以外の者	10,000円	2,000円	イ ア以外の者	10,000円	2,000円
<p>3 前条第2項第3号の一部負担金の額は、保険医療機関又は訪問看護事業所ごとに、入院給付にあつては、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第43条第1項第1号ハ又は第2号ハ若しくはニの規定による認定を受けている者その他の規則で定める者(第5項に規定する者を除く。)が、同一の月に同一の保険医療機関において入院給付を16日以上受けたときの16日目以降の入院給付を除き1日につき1,200円、外来給付又は訪問看護療養給付にあつては、同一の月に同一の保険医療機関又は訪問看護事業所において外来給付又は訪問看護療養給付を5回以上受けたときの5回目以降の外来給付又は訪問看護療養給付</p>			<p>3 前条第2項第3号の一部負担金の額は、保険医療機関_____ごとに、入院給付にあつては、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第43条第1項第1号ハ又は第2号ハ若しくはニの規定による認定を受けている者その他の規則で定める者(第5項に規定する者を除く。)が、同一の月に同一の保険医療機関において入院給付を16日以上受けたときの16日目以降の入院給付を除き1日につき1,200円、外来給付_____にあつては、同一の月に同一の保険医療機関_____において外来給付_____を5回以上受けたときの5回目以降の外来給付_____</p>		

<p>を除き 1 日につき 530 円とする。</p> <p>4 前項の一部負担金の額は、<u>保険医療機関又は訪問看護事業所</u>ごとに、外来給付にあつては健康保険法第 76 条第 2 項又は第 3 項の規定により算定した額に社会保険各法に定める被保険者負担割合を乗じて得た額(その額に 5 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5 円以上 10 円未満の端数があるときはこれを 10 円に切り上げた額とする。)を、<u>訪問看護療養給付にあつては健康保険法第 88 条第 4 項の規定により算定した額に社会保険各法に定める被保険者負担割合を乗じて得た額 (その額に 5 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5 円以上 10 円未満の端数があるときはこれを 10 円に切り上げた額とする。)</u>を、健康保険法施行令第 41 条第 9 項に規定する厚生労働大臣が定める疾病に係る社会保険各法の規定による認定を受けている者が受けた入院給付にあつては 1 月につき 1 万円(同令第 42 条第 9 項第 2 号に該当する者にあつては、2 万円)を上限とする。</p>	<p>を除き 1 日につき 530 円とする。</p> <p>4 前項の一部負担金の額は、保険医療機関_____ごとに、外来給付にあつては健康保険法第 76 条第 2 項又は第 3 項の規定により算定した額に社会保険各法に定める被保険者負担割合を乗じて得た額(その額に 5 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5 円以上 10 円未満の端数があるときはこれを 10 円に切り上げた額とする。)を、_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>健康保険法施行令第 41 条第 9 項に規定する厚生労働大臣が定める疾病に係る社会保険各法の規定による認定を受けている者が受けた入院給付にあつては 1 月につき 1 万円(同令第 42 条第 9 項第 2 号に該当する者にあつては、2 万円)を上限とする。</p>
--	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この改正後の日南町特別医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

議案第 16 号

日南町農林業担い手研修施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正について

次のとおり、日南町農林業担い手研修施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 29 年 3 月 2 日提出

日南町長 増 原 聡

日南町農林業担い手研修施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

第 1 条 日南町農林業担い手研修施設の設置及び管理に関する条例（昭和 55 年条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前								
別表(第6条関係) 1 施設使用料					別表(第6条関係) 1 施設使用料								
区分		単位		使用料	区分		単位		使用料				
室料	研修室 (和室)	16 畳	1 時間につき	1,580 円	室料	研修室 (和室)	16 畳	1 時間につき	1,580 円				
		8 畳	1 時間につき	1,050 円			8 畳	1 時間につき	1,050 円				
	多目的ホール		1 時間につき		1,580 円	多目的ホール		1 時間につき		1,580 円			
宿泊料	研修室(和室)		1 人当たり		<u>6,480 円</u>	宿泊料	研修室(和室)		1 人当たり		<u>4,200 円</u>		
	宿泊専用	船通山		1 人当たり			<u>7,020 円</u>	宿泊専用	船通山		1 人当たり		<u>4,720 円</u>
		鬼林山		1 人当たり			<u>7,020 円</u>		鬼林山		1 人当たり		<u>4,720 円</u>
		花見山	1 人当たり		<u>7,020 円</u>		花見山		1 人当たり		<u>4,720 円</u>		
			1 室当たり		<u>21,600 円</u>				1 室当たり		<u>18,900 円</u>		
		大倉山		1 人当たり			<u>7,020 円</u>		大倉山		1 人当たり		<u>4,720 円</u>
稲積山		1 人当たり		<u>7,020 円</u>	稲積山		1 人当たり		<u>4,720 円</u>				

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

第 2 条 ふるさと日南邑の設置及び管理に関する条例（昭和 61 年条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

別表(第7条関係)

1 農林業体験実習館利用料

区分	単位	使用料	備考		
宿泊料	小学生又は中学生	1人1泊につき	5,400円	(1) 飲食料金は含まない。 (2) 暖房をしたときは、別に定める額を加算することができる。	
	一般(高校生以上)	1人1泊につき	(和室)		6,480円
			(洋室)		7,020円
室料	大研修室(研修棟含む)	1時間につき	3,150円	(1) 利用時間が1時間以内であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。 (2) 夜間利用の場合は、別に定める額を加算することができる。 (3) 暖房をしたときは、別に定める額を加算することができる。	
	中研修室(20畳)	1時間につき	1,580円		
	小研修室(8~12畳)	1時間につき	1,050円		

2 (略)

3 その他施設利用料

区分	使用料	備考		
グラウンド	1,020円	2時間を単位とし、以降1時間増すごとに510円を加算する。 (占有して使用する者に限る。)		
テニスコート	町内		一般、高校生	310円
			小、中学生	無料
	町外		一般、高校生	510円
			小、中学生	310円
ログハウス(6人用)	1泊1棟につき	18,360円	(1) 飲食料金は含まない。 (2) 暖房をしたときは、別に定める	

別表(第7条関係)

1 農林業体験実習館利用料

区分	単位	使用料	備考		
宿泊料	小学生又は中学生	1人1泊につき	3,150円	(1) 飲食料金は含まない。 (2) 暖房をしたときは、別に定める額を加算することができる。	
	一般(高校生以上)	1人1泊につき	(和室)		4,200円
			(洋室)		4,720円
室料	大研修室(研修棟含む)	1時間につき	3,150円	(1) 利用時間が1時間以内であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。 (2) 夜間利用の場合は、別に定める額を加算することができる。 (3) 暖房をしたときは、別に定める額を加算することができる。	
	中研修室(20畳)	1時間につき	1,580円		
	小研修室(8~12畳)	1時間につき	1,050円		

2 (略)

3 その他施設利用料

区分	使用料	備考		
グラウンド	1,020円	2時間を単位とし、以降1時間増すごとに510円を加算する。 (占有して使用する者に限る。)		
テニスコート	町内		一般、高校生	310円
			小、中学生	無料
	町外		一般、高校生	510円
			小、中学生	310円
ログハウス(6人用)	1泊1棟につき	15,750円	(1) 飲食料金は含まない。 (2) 暖房をしたときは、別に定める	

			額を加算することができる。 (3) 宿泊をしない場合の利用料金は農林業体験実習館の中研修室に準ずる。				額を加算することができる。 (3) 宿泊をしない場合の利用料金は農林業体験実習館の中研修室に準ずる。
フィールドアスレチック広場	1人1回の入場につき (小学生以上)	310円		フィールドアスレチック広場	1人1回の入場につき (小学生以上)	310円	
森の文化館	1人1回の入場につき (小学生以上)	210円		森の文化館	1人1回の入場につき (小学生以上)	210円	

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

第3条 日南町ゆきんこ村の設置及び管理に関する条例（平成5年条例第24号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

別表(第8条関係)

農林漁業体験実習施設利用料に係る基準

区分		単位	使用料	備考
農林 漁業 体験 実習 館 「四 季 彩」	宿泊料	小学生又は中学生	1人1泊につき <u>5,400</u> 円	(1) 飲食料金は含まない。 (2) 暖房をしたときは、別に定める額を加算することができる。
		一般(高校生以上)	〃 <u>6,480</u> 円	
	室料	研修室(15畳)	1時間につき 1,580 円	
		小研修室(8~10畳)	1時間につき 1,050 円	
農林 漁業 体験 実習 棟 館	(5~6人用)	1泊1棟につき <u>18,360</u> 円	(1) 飲食料金は含まない。 (2) 暖房したときは、別に定める額を加算することができる。 (3) 宿泊をしない場合の利用料金は四季彩研修室に準ずる。	
ふれあい広場		1人1回の入場につき(小学生以上)	310円	
研修棟		1時間につき	3,150円	
かやぶきの家		1時間につき	3,150円	

別表(第8条関係)

農林漁業体験実習施設利用料に係る基準

区分		単位	使用料	備考
農林 漁業 体験 実習 館 「四 季 彩」	宿泊料	小学生又は中学生	1人1泊につき <u>3,150</u> 円	(1) 飲食料金は含まない。 (2) 暖房をしたときは、別に定める額を加算することができる。
		一般(高校生以上)	〃 <u>4,200</u> 円	
	室料	研修室(15畳)	1時間につき 1,580 円	
		小研修室(8~10畳)	1時間につき 1,050 円	
農林 漁業 体験 実習 棟 館	(5~6人用)	1泊1棟につき <u>15,750</u> 円	(1) 飲食料金は含まない。 (2) 暖房したときは、別に定める額を加算することができる。 (3) 宿泊をしない場合の利用料金は四季彩研修室に準ずる。	
ふれあい広場		1人1回の入場につき(小学生以上)	310円	
研修棟		1時間につき	3,150円	
かやぶきの家		1時間につき	3,150円	

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成29年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日から施行日にかけて日南町農林業担い手研修施設の設置及び管理に関する条例、ふるさと日南邑の設置及び管理に関する条例及び日南町ゆきんこ村の設置及び管理に関する条例に規定する宿泊施設に宿泊する者の当該宿泊に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 17 号

日南町保育所の設置及び管理運営に関する条例の一部改正について

次のとおり、日南町保育所の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 29 年 3 月 2 日提出

日南町長 増 原 聡

日南町保育所の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例

日南町保育所の設置及び管理運営に関する条例（昭和 45 年条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表(第 2 条関係)		別表(第 2 条関係)	
名称	位置	名称	位置
にちなん保育園	日南町霞 740 番地 1	にちなん保育園	日南町霞 740 番地 1
分園石見保育園	日南町上石見 537 番地	分園多里保育園	日南町多里 782 番地の 2
分園山の上保育園	日南町笠木 304 番地 12	分園石見保育園	日南町上石見 537 番地
		分園山の上保育園	日南町笠木 304 番地 12

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 18 号

日南町立生活改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり、日南町立生活改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 29 年 3 月 2 日提出

日南町長 増 原 聡

日南町立生活改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日南町立生活改善センターの設置及び管理に関する条例（昭和 50 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前													
別表(第 2 条関係)		別表(第 2 条関係)													
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>日南町立大宮生活改善センター</td><td>鳥取県日野郡日南町印賀 958 番地</td></tr><tr><td>同 福栄生活改善センター</td><td>同 福塚 992 番地</td></tr></tbody></table>	名称	位置	日南町立大宮生活改善センター	鳥取県日野郡日南町印賀 958 番地	同 福栄生活改善センター	同 福塚 992 番地	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>日南町立阿毘縁生活改善センター</td><td>鳥取県日野郡日南町阿毘縁 1, 251 番地 2</td></tr><tr><td>同 大宮生活改善センター</td><td>同 印賀 958 番地</td></tr><tr><td>同 福栄生活改善センター</td><td>同 福塚 992 番地</td></tr></tbody></table>	名称	位置	日南町立阿毘縁生活改善センター	鳥取県日野郡日南町阿毘縁 1, 251 番地 2	同 大宮生活改善センター	同 印賀 958 番地	同 福栄生活改善センター	同 福塚 992 番地
名称	位置														
日南町立大宮生活改善センター	鳥取県日野郡日南町印賀 958 番地														
同 福栄生活改善センター	同 福塚 992 番地														
名称	位置														
日南町立阿毘縁生活改善センター	鳥取県日野郡日南町阿毘縁 1, 251 番地 2														
同 大宮生活改善センター	同 印賀 958 番地														
同 福栄生活改善センター	同 福塚 992 番地														

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。